

第三十八回 参議院商工委員会会議録

第二十一号

(三五八)

昭和三十六年四月二十七日(木曜日)
午前十一時五分開会

委員の異動
本日委員古池信三君、山本利壽君及び椿繁夫君辞任につき、その補欠として梶原茂嘉君、徳永正利君及び秋山長造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 創木 亨弘君
理事 川上 為治君
吉田 法晴君

委員

赤間 文三君
上原 正吉君
大川 光三君
梶原 茂嘉君
岸田 幸雄君
小林 英二君
斎藤 昇君
鉢木 万平君

○委員長(創木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、鉄工業技術研究組合法案及び新技術開発事業団法案の審議を行なうことといたします。

それでは鉄工業技術研究組合法案、新技術開発事業団法案、以上二案を便宜一括議題として質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○阿具根登君 先日、ここで決議されました航空機法案のときにもちょっと申し上げましたが、同じような法案が三つ続けて出されており。しかもこの事業団と技術組合法案は、ほとんど私は性格は一緒だと思うわけなんです。されども、たとえば事業団の方に研究組合の方にあります。しかもこの前もその点は質問いたしましたが、中斷されておりますので、その続きをまあ質問させていただくわけなんですが、中斷されておりますので、その続きを

事務局側
常任委員 小田橋貞寿君
説明員 工業技術院 調整部長 堀坂政太郎君
法律局長官 法務室主幹 関 道雄君

会専門員 小田橋貞寿君
この前のところ違いますね。だから企業のベースに乗らぬといふ開発の問題は、これから分離するのだ。こういふことをおいて、組み立てくらいやるでしょ。しかし、この場合はそういうことも一切やらない。ただ政府と企業家の間に立って、そうしてこれが企業のコマーシャル・ベースに乗るか乗らなかつたら乗れば君のところでやりなさい。乗らなかつたら損害は全部こちらで引き受け。まことに企業には都合のいいものなんですね。ところが一方組合の方は、自分のところで研究をしたいということです。ところで研究をしたいということでおこなつておるわけです。そうしますと、これは科学技術庁の問題じゃないこと、それは科学技術庁の問題じゃなく、それは通産省の問題になつてくるわけだ。それから今度は組合法の問題を見てみますと、これは研究から企業に至る実験までやるわけなんですね。これは逆に言えば、これこそ科学技術庁がやるべき問題である、理研でやるべき問題である。こういふことを言えると思うのです。だから混同されても、当然できるべきものだと思う。こういふふうに考えるのですが、いかがですか。どちらからでもよろしくどうございますか……。

○國務大臣(池田正之輔君) 阿具根委員のそういう意見を差しはさまれる点もあるいはあらうかと思います。これは観念的にあり得ると思う。しかし実際問題としては、研究組合法といつもそれがアメリカやイギリスを持つていつて開発されて企業化されたというような、まことに残念なみつともない過去にそういう苦い経験をしばしばありますので、ほつたらかされ、逆にそれがアーティカルやイギリスを持つて

本としてはなめてきているわけなんですね。その弊害をここで教わなければならぬ、そして日本の産業の育成に役立たせなければならぬというものがねらいでございます。その場合ももちろんこれは私企業での研究の場で研究をした成果であるから、これは合わないとかといふようなことは言わないで、建前としてはどんな研究の場であつても、研究の成果がはつきり出して、

ただ企業化までの間の危険負担ができるない、それを国が事業団で、すなわち国がその危険を負担して事業の段階まで持っていく、そうしていよいよこれではペイするのだという段階になると、

て能率もあがってくるし、御心配になつておるような外國にとられることがないと思うのですよ。

らいがあるので、つまり言いいかえますと、研究成果といふことがまず第一段階である。それからそれを企業に持つていく場合のその危険を負担する場合には合理的にやる。特定の私企業の資本

さなければならぬのか、これでいいのではないか、こうしたことがいえるわけですね。そこで仕事をするとするならば、理化学研究所が組織がありすぎ過ぎる。だからここにいややれない

使つてやることでござりますから、そ
ういう見通しがよく立たないと……、そ
ういう意味だらうと私は思うのであ
ります。そういう意味で、とにかく一
応理化学研究所に付置して、そこで

河見録金吉 そういうふうに解釈をされやがれかに渡して、こつちは引き下がつてしまら。あくまでも何と申しますか、そういう中間的役割を果たすのでありますて、従つておのずから組合 자체とは、つまり同業組合の性格を持つてゐる組合の研究機関とは似て非なるものといふうに私は解釈しておるわけです。

はあるかもしれませんけれども、これでは研究費、たとえば研究自体に補助を貰えておる場合も御承知のようにあります。しかし、それだけではいわゆる企業化までにはいかないのですね。だからといって、それじゃ研究をやりなさいと、それで事業化まで損害は全部こつちでしょってやるからおやりなまへと、いうて勝手こ、勝手こ、ひつてはま

本家といいますか、その手先になつて、それだけの利益をはかるといふ弊害をなくする、それでも若干出てくるかもしれませんけれども、全然ないといふはいえませんでしようけれども、そういうものをとにかく可及的にこれはながらしめるというのが、この事業團の公共的ななれい、この二つの大きなねらい、この二つの大きな立場が私は事業團と、

工場も作らなければならぬ、施設もなければいかぬといふようになつたから、それもわかります。しかし、これはそぞるるのじやなくて、ただそこで研究された成果をもつてどつかにこれを企業化を実現をしてもらいたいといふだけの機関なんです。それならば強個にこれは出す必要は何もないんじやないか、こう言える。

干やつてみようじゃないかということですでスタートしたのですございます。従つて、これは理化学研究所といふものでは、御承知のようにあくまでも研究機関でございまして、そういう仲介的な役割をいたすところではございませんが、そんなん。そういう目的はないはずでござります。研究それ自体が理化学研究所の目内にござります。生つて、目内づ

されるのはわかるのです。しかし逆になぜそれじゃ企業化されなかつたかといえは、企業家が損失した場合、その補償するところがなかつたからなんですよ。この事業團が自分でそれを企業化するまでの事業をやるなら、私はわかるというのですよ。これは何にもできない。ただ金をあつせんするだけなんです。ただ企業家に委託するだけなんです。企業のペースに合うか、合わないかということは、ここで研究するのじやなくて、企業家にさせるのです。そんならそういうのを置かずに直接企業家にまかす、そうすると企業家は喜んでやりますよ。これはただ団体の金を動かす、だれかに選定をして、研究をさせるのだということなんですよ。そうしてそれがペースに乗つたら、それは大企業にあんたのところやりなさい、こういうことなんですね。だから、それならばその企業家自身をやりなさい、そうする方がかえつて最初からこれは研究したらどうだ、研究費はこれくらい出します、そしてペースに乗つたら君のところで企業をやりますよ。

害があるかもしれませんけれども、それぞれの私企業やなんかにそれをやつたとしたならば、それこそいろんなそこに弊害が伴なうだろう、どうしてこの弊害を除去するかということ。これは行政の立場から申しますと、当然に考えなければならない。従つて、これは無条件にそいつたような形で私企業に研究費なり助成金を出すといふことは、無制限に出すといふことは、これはよくない。そこで研究成果がはつきりして、この研究成果がはつきりしたというこの前提を一つお考え方願いたい。研究成果がはつきりした、ただしこれは若干の危険性がある、その危険を負担して、しかもその危険を国が負担をしてやらせることが多いからかというようなことも、それからそれがただ単に私企業を、特定の私企業だけを援助するような形になるというような弊害をまで十分考慮して、そういうことのないようになりますために、それぞれの審議機関を設けまして、そして合理的に、合法的にやっていくこうというところに大きなねらい

それからもう一つは、今度は通産大臣にお尋ねしますが、組合の方の研究所にて組合ですな、これでやる場合には、たとえば今言われたが、自転車なら自転車、そういう小さな問題だけやるのか。たとえば石炭なら石炭が今日斜陽になつておる。石炭を原料にして何ができるだらうか。今理化学研究所では、カーボンならカーボンができるが、これを、カーボンをわれわれやりたいという陳情をした場合に、申請をした場合に、許可しますか、許可しませんか。この前の方から……。

目的でござります。御質問の件は、日本国外のもののがそこに付置された。従つて、いつかは、これは廃止するか、それとも分離するか、という最初から想定のもとに作つたものなんです。その後御承知のように三年間やつて参りました。ところがこれならば、これは国家の財政を投入してやつしていくことがよからぬという結論に到達いたしまして、大蔵省もその予算を認め、そりとして今度そういうことになつたということございまして、いわゆる研究機関である理化研究所は、そういう仲介的な役割を今までやるということは、理化研究所それ自体も、これは非常に迷惑だ、私の方に置いてもらつては困るといううで、御存じかもされませんけれども、研究所は御承知のように本郷にござります。そちらしてその開発部といふものは有楽町に別にオフィスを持ちまして、そこにおつたのでございます。早くこれは切り離してもらいたい、われわれの方も煩瑣で困るし、目的も達からといふ強い理化研究所の要望をございました。それで過去の経過にからんでみまして、大蔵省といつてしまつたものがそこに付置された。従つて、いつかは、これは廃止するか、それとも分離するか、という最初から想定のもとに作つたものなんです。その後御承知のように三年間やつて参りました。ところがこれならば、これは国家の財政を投入してやつしていくことがよからぬという結論に到達いたしまして、大蔵省もその予算を認め、そりとして今度そういうことになつたということございまして、いわゆる研究機関である理化研究所は、そういう仲介的な役割を今までやるということは、理化研究所それ自体も、これは非常に迷惑だ、私の方に置いてもらつては困るといううで、御存じかもされませんけれども、研究所は御承知のように本郷にござります。そちらしてその開発部といふものは有楽町に別にオフィスを持ちまして、そこにおつたのでございます。早くこれは切り離してもらいたい、われわれの方も煩瑣で困るし、目的も達

て、また科学技術庁といたしましても、当然これは分離して独立すべきものであるという考え方方に立つてやつたものでございまして、理化学研究所とはそういう意味で、これは全く似たようなものでござりますけれども、違つておる。これを一つぜひ御理解頼みたいと思います。

○國務大臣（椎名悅三郎君） 同じ研究を対象にするものでありますけれども、研究組合の方は、実際の企業化がこういうことがもしきたならば、われわれ業界としては非常に能率も上がるし、生産性も向上するし、非常に仕事をする上において便利であるといふような問題があるわけでございます。何かここに研究がある。これを一体何に、どういうふうに活用すべきかといふことよりも、活用するその目的はやはりとまとまつておる。だから、こういふことがわからぬかといふような研究課題がございまして、それを協同研究する。でありますから、一般戻を利用してカーボンを作り上げるということはもしだけたら、石炭業界においては非常に福音でございます。そういうふただら協同研究うちものを一つできそだから、この協同研究といいうものの氣運がだんだん熟し、それが実際の組織となつて現わるということになると思うのであります。それから事業団の方は、これは私の所管ではありませんが、こういうとにかく大学の研究室その他研究機関で、こんなものができたといふのがずいぶんあるのです。山梨県の大学で人工水晶というものを製造した。さてこれは、実際に事業になるかならないか、こういったようなことで

出どころが違つてゐるのです。実際の企業家の方からそういうことがあれば大へんけつこうだというのが協同研究、一人でやればそれは協同研究の必要はございませんけれども、たゞさうの人たちがそれに共通の利害を感じ、一人ではとても手につかないといふようなものは、どうしても協同研究をやらなければならぬ。それから事業団の方は、そういう何に、利用活用の側面からじやなくして、研究機関の方から生まれてきたものを、これを実際に仕事に得るかどうかというそこまでの今度は試みですから、すぐ金をただつき込んどからといって、そいつがすぐ事業化するわけじゃない。さらにさらにはいろいろなそれに関連する研究なりあるいは工夫なりといふものが必要であるといふものだらうと私は思うのであります。

ところが事業団の方は、国立あるいは大学のその他の研究機関において、いろいろなものができた。これは何か事業化できないか、何か活用の道がないかです。何か変わったものを作らうといふのでいろいろなものを研究した結果、成果が出た。それを何か事業化して、これを事業化すればどういふ面に使えるか、水晶なら水晶といふのは、これを何に使つたらいいか、どういう方面でこれは活用できるかといったような、最初はわかりやすくいえば、目的なしに、それ自体を研究していく、その成果を見て、それを事業化まで持つて行くといふのでござりますから、先ほど私が申し上げましたように、事業団は研究組合のその研究成果でも観念的には一応その中にワクに入るということになりますけれども、実際問題としては、研究組合でやる仕事というものは、最初から目的を持つて、それぞれの目的を持つてあることは今おっしゃいました石炭業界がそろいろなこれを、この点を改善する、改良するというような意味で、目的を持つて自分たちのために研究をやる。従つて、その研究成果が出たら、自分たちでそれをすぐ直ちに実施してみると、というような方向にいくべき性質のものなんです。そこに非常に大きな……観念的な理屈を私申し上げましたように思われるかもしませんけれども、実際の面におきましては、これは全く違う。これは阿木根さんのように頭のいい方がおわかりにならぬといふのは、私どうかと思うのですが。

○阿具根登君 今の問題で、通産大臣の御意見を聞けば、今の山梨大学の人工水晶にしたところで、カーボンにしたところで、これは事業団でやる計画のやつでありますけれども、たとえばこれが組合でやられた場合には、当然それも組合の対象になるでしょう。こういう話なんですね。それから技術庁長官のお話を聞いておれば、自転車のお話が再三出ましたから、これを一つ反論してみたいと思いますが、たとえば自転車のギアーが非常に弱くて困る。何とかほかのものがないだらうかといふので研究する。それもあるでしょ。それは一方でいえば、理化学研究所でやるでしょう。あるいはどこかの研究所でやるでしょ。あるいは事業団でやると研究所でやると分離されている——今のお話では混同しておられるけれども、これは別個です。組合ではできるけれども、事業団ではできないわけです。この研究は、がたまたま研究してみたところが、りっぱな材質のものができた。しかしこれは非常に高く金がつく。企業に合はない。コマーシャル・ベースに乗らない。そうした場合に一つこれは乗るためにはどうしたらいいか、という企業を目的にした場合、これはやれるかやれないか、組合はどうですか、やれますか、やれませんか。当然やるでしょ。う、そこまで。

ことで、見込みが九九パーセントつい
ておるといふものでございまして、し
かるにこれをだれも企業家が取り上げ
てくれないということで、先般池田長
官がお話をになりましたように、そのま
ま放つておくといふと、日本で企業化
されずに、場合によればよそで取り上
げられるかもしれないというようなも
のを、これはもうできているのだから
やううといふことで、取り上げられ
た。もしこれを研究組合が、そういう
ものをかりに水晶関係の業界が取り上
げるといなしました場合においては、
それはその九九パーセントを実施でき
るであろうという段階でありますたと
きには取り上げないのでございまし
て、雑水晶といふものを利用して何か
人工水晶ができるのではないか、理論
的にはできるはずであるが、というよ
うな段階で、それではできるようにな
るためにはどういうふうな一つ装置な
り、どういう工程でやつたらいいかと
いうようなことに、非常に科学的に問
題が残っているという場合において、
初めて研究組合が取り上げるのでござ
います。従つて、人工水晶といふ一つ
の例をとりますと、事業団で取り上げ
られたときには、もづ々でにその問題
は科学技術的にはほとんど解決されて
しまっているのだということござい
ますので、その段階に非常に違ひがあ
るわけござります。

ころが企業家がやる場合、企業家はただ専門的に研究して、理化学研究所でやるような研究だけをして、あとは事業団にお願いしますというのではない。自分で事業をやりたいから研究するのだ。自分で事業をやりたいから。そうすると、人工水晶の場合、研究する段階が過ぎているから自分のところでもやりたい、自分のところで研究したい、こう言うに違いない。また事業団がこれを実験される場合でも、企業に乗るか乗らないかをやられる場合に、そういう水晶の専門家にやらせるはずです。人にやらせる。自分のところでは何もやる能力はないのですから、何回も言うように。そうすると結局同じ人間がやるのはないか。水晶の問題だつたら、たとえば事業団が取り上げても、やらせるのは同じ水晶の専門の人にならせるわけです。そうすると研究をしてその人が実験をする。組合を作るといつても同じ業者です。同じ業者に両方から矢を向けてくるのではないか、こうなるわけです。そうでしょう。

水晶を加工したものを使う、そういう形でやる。しかし、これではだいぶ高い。それから天然水晶を加工しますと、水晶ができる。非常にたくさん雑水晶ができるが、これはスクランプで何もならぬ。それを再生することができれば、非常にありがたい。安くければいいというので、水晶の加工技術を持つているわけです。ところが加工といふのは、切つたりすることほどございませんが、そういう大学でできた新しい研究、いわゆるオートクレーブの中に入れまして高い温度で、高圧で種水晶を入れまして、それがだんだん成長しますと、ちょうど持つて参りましたが、ここにありますように、こういうものに成長するものであります。そういうものである程度できる。しかし、これを商品として価値があるかどうかということは、大学ではそこまでやりきれない。それから工場ではまだそういう実験をするには自信がない。これからこういうものに作り上げてみて、実際通信機の部品として役立つかどうか、それから原価がどれくらいになるか、輸入の天然水晶に比べてどれくらい安いくなるかということをやってみたが、会社としてはそれをやるだけの研究はないというような問題が新技術開発事業団が取り上げる問題である、そういうことがあります。

きまつてゐるわけですよ。石炭に水晶屋をやらしてもできないのです、おそらく。そうすると、電気なら電気がそういうことをやるなら、電気技術者が組合を作るわけです。そしてその組合が水晶を研究したい。山梨大学で実験九九%まで終わつておりますれば、企業に乗るか乗らないか私どもの方で研究します、こういうことを言うことができるわけです。だから同じことなんですね。水晶屋でやろうと電気屋でやろうと同じなんです。問題は、

○政府委員(島村武久君) 先ほど伺つておりまして、私、先生のおつしやることどうもだと思います。

そういう御質問が出るのは当然だと思います。そういう場合が理論的には私はあるのじゃないか、そういうふうに考えます。ただし先ほど来両大臣その他から御説明申し上げておりますことも間違はないことで、どこに問題があるかということを横で何つておりますので、一番ポイントは、やる意思の問題です。書きました平面的ななつてきますけれども、実体は非常にかけ離れた問題であろう。この法案がもし同時に御審議にならなかつたならば、おそらくはそういうひいて結びつけましてその違いを論ずるような御審査といふものはなかつたのではないかと、私ども考へるくらいでございまして申しますことは、一方事業団の取り上げます問題といふのは、だれもやり手がないというところに問題があるわけです。実は先ほど来先生がおっしゃいました理屈からなぜ分離するといふことにつきましては、長官からお答え申し上げた通りでござります

けれども、先生の御発言の中で、何よりもあげ足をとるわけじやございませんけれども、自分で事業もやらず、單にいわば金貸しみたいなものだといふよな御発言もございましたけれども、事はそれがなかなか大へんな仕事です。いかにして、つまり人が顧みない技術であつて、しかもそれが非常な貴重な技術であるということを、何と申しますか、スカウトする仕事といふものは、これはなかなか大へんな仕事でございます。同時に、どこもやりたがりません。知らない仕事をどつからにやってもららうと、いうこと、つまり適格性ある企業を、一般的にはやりたがらない企業を探し出して頼み込むという仕事はまた大へんな仕事なんですね。

そういうふうな背景のもとに生まれました事業団に対しまして、研究組合の方方が取り上げます題材はこまかい問題もございましょうし、あるいは先生のおっしゃいますように大きな組合ができるかもしれません、業界から。しかしそれは結局同業者間等におきまして、それをやりたいといふ意思は最初からあるわけです。そこから出発するわけなんです。そこに私は一番大きな違いがあると思いますのと、もう一つは、この研究組合というものは、これは通常者の側で御説明になるのが当然だと思いますし、あるいは申し上げておるかとも思いますけれども、国の全組織といふものを進める。それに対して税の面で幾分の国家的な援助をする、ということをございまして、特定の場合にもちゃんと補助金は出ますのでござ

いきましたけれども、すべての研究組合で、できましたときに補助金がいくつもいるものではないわけであります。ところが事業団の方にいたしますと、これはもう当然その組織、そういうところがあつせんする——と申しますか、ことだけを仕事とするのではなくて、組み込んでやるような仕事でございまして、から、いわば補助金と委託金との関係による差異は少なくともあるわけであります。

そこで、非常に何か業界にとってこまごま話だというお話をございましたが、されども、やりたがらないとこに頼むのでござりますから、これは手託の形にならざるを得ないし、うまくいきました場合は、なるほどまいります。私どもの気持といたしましては、先生の御質問は、両案並んで出ます。ですから、そこなどいろいろ關係があるのかとということで御質問の出るのですが、当然でございますし、また観念的にはそういうケースもあり得ると思います。氣持の上からいいますと、一番の出発点がそもそも違つておるものでございますからして、具体的に取り上げます問題等につきまして、自然に差異が分かれてくるというふうに考えわけです。

それから、なお今すぐの御質問ではございませんけれども、ちょっとさうの初めのところにございました問題でございますけれども、実は事業団の構想といふものは、一朝一夕にできたらしくございませんで、先ほど長官から申し上げましたように、数年がかりでありますからして、このための

調査といふものは三年以上も前に海外の実情を調査いたしました結論として、も出でおつたものであるわけでござります。

で、なぜ、この理研の間は科学技術庁でいいけれども、独立してやるようになつたらもう通産省でやつた方がいいじゃないかといふ問題、それから運輸省で、いじやないかといふ問題、それに、研究組合はこれは科学技術庁でわざりやないかといふ問題、こういう問題でござりますけれども、これも御説明の仕方によつてはいろいろ言えると思うのでござりますけれども、やはり運輸省、郵政省、その他厚生省も医薬の関係と、いろいろ必要性といふものは各省にあるわけです。それを事業団の場合には各省にばらばらに作るということは、これはナンセンスでござります。そうしますと、どうしてもニユートラルな立場にあります科学技術庁といふところがやはり一応窓口になつてやることは、という考え方が出てくるわけです。研究組合の方になりますと、これは通産省から御提案になつておりますし、そして御説明も申し上げておりますけれども、研究組合の方にありますように、所管の大臣といふものは通産大臣だけじゃないわけです。運輸の関係になりますと運輸大臣が所管大臣になります。医薬の関係でござりますとこれには厚生大臣といふことになるわけになります。従いまして、これは研究組合を科学技術庁長官が、あるいは内閣総理大臣がということになりますと、

た出て参りまして、いたずらに繁雑を
乗たすだけで、それぞれの業者がはつきりしておる問題でござりますから、
それはそれぞれの所管大臣がやるのが当然であります。ただ一番関係が深いと
し、案発せられたのも通産省です。通
産省関係が一番多かると、いうこと
で、各省異議なく通産省が窓口になら
れまして御説明申し上げたのであります。
しかしながら案が通りまして実際に実
施に移されれば、この法律に基づいてお
各省がそれぞれ研究組合といふものを見ていくことになるわけでござります。
います。その際は、つまりそういうと
うに、ばらばらと申しますと何かマイナス面のようでございますが、それぞれの
研究組合の方はこういう形になつてお
ります。事業団の方は各省でやるわけ
でない、一つの団体でござりますかね
ら、機関でござりますから、従つてそ
れを各省寄つてたかつてというわけに
はいきませんから、いわばニユートラ
ルな関係にあります科学技術庁がこれ
の窓口になるという関係を持つておス
わけでございます。

からやらないわけでしょう。乗るといふら何ばでもやりますよ。乗るか乗らないかわからないからやらないのだ、それを事業団がやるのだと、こうおっしゃる。それなら研究組合でも、乗るか乗らないかわからないようやつにはその損を国が補償をしてやりますよと言つたら、みんななりますよ。あなた方それをやらないからやらないのですよ。あなたの言うように、これはみんなあまり好まないのだ、好まないと云うのは何回も言うように、これは企業に乗るか乗らないかわからない、損する、だからやらない。ところが一方では、損した場合国が補償します、あなた方に損はさせません。これだつたら事業団でなくて、だれでもやりますよ。ただそれを、だれもかれもやらせるといふわけにいかぬから厳重な資本定をして、たとえば研究所なら研究所、大学なら大学で出たやつで、これは将来大きなものだ、大へんなものだといふものを敵選するだけのことなんですね。事業団は敵選するだけのことなんですね。金さえ、事業団にやるだけの金をやつたら、研究組合も喜んでやります。

それから一番目のやつも、事業団の場合にはこれは各省にまたがつておるからやるのだとおっしゃる。研究組合の場合もこれは各省にまたがつているのです。その場合はばらばらでやらせられる。この場合はこれが一つしかないのです、足は何本でもあるから各省でやるのだ、こうおっしゃるわけです。同じことなんです。研究組合の場合でも、一ヵ所に一つの頭を作りさえすれば、そうすれば各省がばらばらでやつてしま

いいわけなんです。同じことなんですが、どちらかに踏み切りさえすれば、それを都合のいいところに分けておられるだけのことです。これが一本でできないという理由は何にもない。一本でやれるはずなんです。やれないとすれば、それは省というものがあつて、お互いに持ち場を持ち場があつてそれを食い合ふから、だからやらないだけのことなんです。一本でやれと言つたらやれるはずなんです。どうでしょうね。僕はそう思うのですがね。

たぐいの、いわゆる公共的な研究機関というものが研究を完成したものにつきましては、これを企業に移しかえることをしなければ、研究のままで埋もれてしまふ。わが国では、非常にたくさんの大学の研究とか、あるいは国立研究機関が研究を出しておりますが、なかなかそこに結ばれないといふのは、企業の研究といさざか性質の違う仕組みになっておる。要するに、研究の段階から応用といふか、実際の段階の一つのレールが敷かれてない。そのレールが敷かれてないので、つなぎ目がほしいということと、すでに御説明いたしましたように昭和二十五年以来、日本学術会議あるいは経済団体連合会等々で、こういう案が出てきたわけでございます。これを外国の例で申しますと、わが方は、イギリスの例をとったわけでございますが、やはり前回御説明いたしましたように、ペニシリオンといふものを発明した。しかし、それは学問的な発明に終わつて、実際にアーメリカで企業化され、それをチャーチルが肺炎になつたときに使つたというようなことがあって、イギリスとしては、研究成果というのが、單に学問的な領域の中になるとどまるところは非常に遺憾である。そこで現在は百億ほどの資本を出し得るような体制で、ナショナル・リサーチ・ディベロプメント・コーポレーション、研究開発公社といふものが発足しておるわけでございます。で、こういうような体制を持つておるにもかかわらず、一方イギリスには研究組合がまた発達しておるわけです。これは同業者間で、それそれ、一企業だけでは力が弱い、そういうものが、目的は事業化して自分た

ちが利用するわけでございますが、協同化することによって、力が倍化し、三倍化するというようなものは、協同してやろうじゃないかというので、ナショナル・リサーチ・ディベロブメント・ヨーボレーシヨンがありながら、リサーチ・アソシエーション、研究組合といふものがある。そういうことでござりますので、両者が併存していく、という形がやはりあり得べき姿じゃないかと考えておるわけでございます。

○阿具根登君 今、英國の例が出来ましたが、英國では、事業団は相当な実績をあげているし、黒字を出しているわけなんです。それから組合は、私は國家の援助ということよりも、その事業自体がお互いに分担をしてやっておるようになっておるのですが、そうじやないですか。

○説明員(堀坂政太郎君) 英国の場合におきましても、研究組合につきまして政府も非常に大きなやり援助をやっております。その援助でスタートいたしまして、さらにその後の研究につきましても援助を行なうというのが実情であります。

○阿具根登君 英国事業団の方はどういうふうな黒字ですか、どういう成果ですか。

○政府委員(原田久君) 事業団は、一九四八年発明開発法の施行に伴いまして一九四九年から発足いたしております。すでに十二年ほどの歴史を持つて初は五十億円の政府からの借入金で、それを借り受けまして開発委託というような構想でやっておりまして、一九五四年には法律を改正いたしまして、借り受け限度額を百億円に拡大いたし

金額は、延べにいたしまして、延べといたしまして十二億ほどでござりますので、総計今までの委託開発等に使った金は四十数億という金額になります。こういう構想が入っております。それは、国の特許などを一括して研究開発公社が引き受けておりますし、それを責任もって開発するという責任を持っております関係上、国の特許権が開発公社の所属になつておりまして、その実施料等もあがつております。その金額も年間數億というような金額で、そういう収入も別にございませんから、これはわが方とちょっと違いますから、ところだと思います。以上であります。

○阿具根登君 組合の方の研究には相当が支出している。英國が支出しているといつておられるのですが、無条件で支出されているのですか、英國のは、相当の規制があると私は思つておりますが、どういう何があるか、ただ研究に金を出しているのだ、莫大な金を出しているというだけではちょっと困るのです。規制がちゃんとあるはずですか。

○説明員(堀坂政太郎君) やはり研究組合の行ないます研究の内容によりますと、國が補助いたしているということを補助するのではなくて、研究組合の行ないます研究の内容に従つてあります。研究組合であるからと

○阿具根登君 それはどういう基準に基づいてやっているのか、日本はどういう基準であるつもりか、それをはつきりさせて下さい。

○説明員(堀坂政太郎君) 英国の基準につきましてはよく存しませんが、日本の場合におきましては、法律の十四条であったかと存じますが、いわゆる主務大臣及び大蔵大臣が、その研究組合が行ないますところの研究の内容が国家的に重要であるというふうに認定をいたしました場合におきまして、それに対する、その研究のために出しますところの賦課金に対しまして税制上の減税を行なうということがます直接的なものでございまして、さらにその研究の内容が国家的に資金を出して補助する必要があるというふうに認めた場合においてのみ研究補助金を出す、こういうシステムになつているのでござります。

○阿具根登君 そろしますと、事業団の方がこれは大きいウエートがあるのですが、もちろん事業団としては、一般企業がやれないような大きなものだけを取り扱うということがその目的ではありますけれども、中小企業等に対してもどういうふうな考え方を持っておられるか。これはほとんど大企業でなければできないようなもののばかり今日列挙されていると思うのですけれども、これは国家的な見地から中小企業等が行なうようなものは、事業団としては考えておらないということなんですか、どうですか。

○政府委員(原田久君) 実績で申し上げますと、過去三年間に七件ほど開発

○政府委員(原田久君) 私の貧弱な知識でござりますが、人工水晶そのものは他をそしやくできる会社といふものは他にない、今までなかつたわけでございません。ただし、水晶を使っておる、いわゆる天然水晶を使っておつて一生懸命やつておるところは、御承知かと思いますが明電舎でござります。そこは同類の会社だらうと思います。あと通信機関係のメーカー・たくさんございますが、これはみんな小さなメーカーで、天然水晶をカットしたものを利用するというものでござります。して、思い出すようなものはない、こういうことだと思います。

○阿見根登君 そうしますと、中小企業ということよりもこれしかないとということですね。大企業だ、中小企業だ、ということとじゃなくて、これしかないからこれに頼んだということになるのですね。カーボンの場合はどうですか。東洋カーボン以外にカーボン作っておるところはないのですが。

○政府委員(原田久君) カーボンを作っております会社は御承知の通りござります。大手筋はたくさんござります。そのところでなくして、東洋カーボンに頼んだゆえんのものはどうかということであらうかと思ひますが、これは研究の段階におきまして、まだ資源技術試験所で研究された成果でござりますが、その段階におきまして、研究を進めていく段階においても東洋カーボンの御協力も得ながら進められたと私は聞いております。技術の実態をよろしく知つておられるということ、ますあらかじめの研究の進んでいる段階にお

いて知つておられるということ、それから他のカーボンを作る会社にもいろいろ呼びかけたわけでございますが、最も熱意のあるのは東洋カーボンであるといふことで、この会社を選んだわけではござります。他にないというわけではありません。

○阿良根登君 そうしますと、われわれはその衝に接しておるわけじゃない

のだから、いずれの場合でも自分がやつたことが一番いいのだと、それが一番いいと思って委託されるのだけども、その基準は一体どういうふうに考

えておられるか。逆にいえば、ただいまおつしやつたように、常にもうカーボンの問題は東洋カーボンといろいろ話をしてきて進んでおるのだ。そういうことになれば、東洋カーボンとちゃんと最初からくついている。たとえ

ば東洋通信機なら東洋通信機と最初から話ができるので、こういうふうにもとればそれぬわけはない。

省の役人に顔がないからだめだ——あ

とでその問題に触れますけれども——

きのうも問題になりました、おとと

いも問題になりましたように、これは

即ち者とつながつておる。いつも業者とつながつておる。だから一部の業者が非常な反対をするのです。だからそ

ければ、こういうものはやれないと一

応基準がなければ、ただあの会社に

は熱意があるとか熱意がないとかとい

うこととは、客観的な問題であつて、あ

る人から見れば、熱意があるかもしだれども、他の人から見れば、熱意

でござります。

○阿良根登君 そうしますと、この事

業団でやろうとしておられるほかに、

科学技術庁に発明実施化試験の助成金

ですね。実験試験の助成金で二千五百

数万円組んでおられる。また通産省

ばかりの金を組ませておる……五千九

は科学技術庁の中にあって予算もその中にとられるというなら理屈に合わない。今まで長官が言われたのと理屈が合わない。それから鉱工業技術研究補助としても、これも同じことが言えるわけです。こういうやつは個々で出せるとするならば、何も組合を作る必要はない。しかし組合を作つて奨励しないといいかぬとするならば、こういうやつも組合に回したらいいんです。できるでしよう。同じようなことが二つも三つも重なつたりしませんか。

○國務大臣(池田正之謹君) それは阿具根委員も御承知のように、一口で研究と言いますけれども、研究の内容には幾多の内容があるわけです。たとえば基礎研究あるいは応用研究、あるいは実施面までの開発の、何といいますか、いろんな段階があるわけです。だから今私のところの局長が申し上げましたように、いわば開発法で対象としております零細な研究——これは研究というよりもむしろ創意工夫といった方があるのは妥当かもしれません。そういうものを含めて研究といわれておりますけれども、ですから研究内容といふものは、いろんな意味で段階があり、また内容が非常に違うと、これを一つお考え願えれば御理解願えるのじゃないかと、こう思います。

○阿具根君 稚よとそれはあとで質問します。

それだから池田長官に私がこの前からくどく質問しておりますのは、理化学研究所からこれを開発部として取り除くのは、びしゃっと線を引くのは、それは無理じやないか。これは一貫して統いておるはずだ、こういうことを言つておるのであるのです。これも発明はされ

ておつて実施化試験です。ということなんです。だから理化学からこれを無理々離すことはできないじやありませんか、一貫しているのだと、いうことをこの前から言つてゐるのを、ここは発明の場所であつて、実験は別だとはつきり言われるから、そんならこれは発明したやつの小さい問題を実施化研究するところです。実施に伴う研究をするところです。そしたら事業団でやつても何ら差しつかえないと。ただし、これが小さい事業で小さい金だから、ここにくついておるんですけど、これは現実問題としてはわかるけれども、理論からいえば、これも事業団に持つてくるべきものじゃないか、こういうことを言つておるわけなんです。それができないとするならば、理論上はやはり研究から実施までは一貫したものであるから、切り離すことはできないのだという理論が成り立つわけなんです。鉱工業の方はどうですか。

当然発明者が必ず特許権を持つわけでござりますが、また特許法の関係からその発明者を雇用しているところが優先実施権を持つようになっているわけです。今、の任意の組合、任意の団体でやりました場合においては、そこにあらる会社から研究を出向させておりますと、その特許の実施権というの、そのままの出向した親会社が優先的に持つというような形になつてくるわけです。そういうふうにかかわらず、その特許の実施権といふものは、親会社にいくといふうなことで不都合ができてきて、協同で研究する意味が生じないといふようなもの、あるいはたとえば非常に高圧の装置を必要とするような、協同の研究の場所といふような場合におきまして、この高圧の研究から生じて参りますところの災害に関するところのいろいろな法規上の適用をどういふうにするかというような問題、あるいはその協同の研究の場所に出しますところのその経費の負担に対する形式を、どういふうな法的な形で出すかといふようなところにいろいろ問題がございまして、任意でせつかく協同研究をしていうふうな法的な形で出すかといふことからいたしまして、協同研究をするために最も適当と思われるよう、こらいう研究組合といふ法人格を持つた一つの組織を考えようということが根本の問題でござります。そういうふうな協同の研究に対する最も適当な組織ができるて、そこで幾つかの今度は会社等が協同で研究をいたしました場合におきまして、それが非常に国家的に重要な研究、国民経済上重要であるとい

う研究をした場合においては、それに對しては減税を認めてもらえるし、さらには必要があれば先ほど御説明申し上げました鉱工業試験研究補助金から補助をいたそ、いろいろな仕組みになつておるものでございまして、たゞいま先生がお話しになりました御趣旨に沿つた実は動き方をしておるものと実は私ども存じております。

○阿具根登君 そうすると何ですか、個人でやる場合には減税その他の処置はしてやらないけれども、法人でやつた場合にはしてやるんだ。三つ以上個人が集まって法人を作つた場合には減税をしてやる、こういうことなんですね、そういうことですね。

○説明員（堀坂政太郎君） 個々の企業が研究をいたします場合におきましても、これは企業合理化促進法におきまして、非常にその研究が国民経済上必要な研究であるというふうに認定をせられました場合においては、その研究施設の償却につきましては、五年間の償却を認める。そうして初年度約七〇%で、五年間に九〇%を、その固定資産については償却をしてもよろしいという、こういう優遇措置があるのですございます。普通の一般の研究でございました場合におきましては、その研究施設につきましても、これはその資産の耐用年数等によつて償却しなければならないんでございますが、重要な研究については今申し上げましたような優先的な取り扱いがあるわけござります。これをさらに今度は協同で研究をする、しかもそれが国民経済上必要な研究を協同でやつらうといふ場合においては、その研究成果をみんな共有する形に一般になるのでございますか

ら、そういうふうな協同でやることを、少ない助成で個々でやるよりも、もう少し助成をしようとという場合におきまして、先般御決定に相なりました租税特別措置法によりまして、そのような重要な研究を協同でやります場合におきましては、さらにその有利な償却を認めようということで固定資産につきましては三ヵ年間で一〇〇%を償却できるようになっております。そしてそのうちの七〇%を初年度に、二年年度及び三年度にそれぞれ一五%ずつ償却を認める、こういうよろしい優遇措置があるのでござります。従つて個人の場合におきましても、この重要研究につきましてはこの税法上の優遇措置があるが、それをさらに協同研究の場合においてはもう一步有利な取り扱いをしておこう、というふうになつておるのでござります。

○阿具根登君 それはこういう研究組合ができる前のやつでしょう。こういう

○阿具根登君 それはいろいろ研究組合ができる前のやつでしよう。こういう研究組合があとからできても、そういうことは適用されますか。あとからできた法律に適用するなら何か入らるにやいかぬでしよう。

合理化促進法では試験研究——国民経済
上重要と思われる試験研究を行なう者
に対して補助することができるということにな
っており、この規定は準合に対しましても当然にその規定は準
用できるというように考えております。

た場合も補助する、その組合の一員が研究した場合も補助対象になるのですね。

○説明員(塙田昭太郎君) 研究を一つの会社が自分の單独でやつたといふ場合におきまして、それが大事であれば補助することができるわけですが、ただ今度はそういうような研究を協同でやろうとしておる、それと同じものがある一つの会社がまたやろうとしておるというよつた

場合におきまして、じや両方に一緒に同じテーマについて補助するかといふと、決してそういうことはわれわれ運用上いたさないのでございまして、協同で研究をいたして、それが広く同じ利益を持つた研究のグループに参加している者に對して補助をすることが適当であるというふうに認めました場合におきましては、むしろその協同研究の方を優遇して、協同研究をする割合、団体の方に對して補助をするということにいたしたいと考えておるのでございまして、ことしの鉱工業試験研究

研究補助金の交付に対しましても、協同研究に対する試験研究というものを非

研究補助金の交付に対しましても、協同研究に対する試験研究というものを非常に重視して扱うと、いう方針をきめて、一般に今テーマの募集をいたしておるという状況でございます。

んでしようけれども、法律によつては
そういうことはできるでしよう、それ
は、法によつてはこれは今まで個人で
研究して非常にむずかしい問題があ
る。金もたくさんいるし、深刻な場面
もあるので、だから組合法というのを
作つて、この組合に対しこれこれの

優遇をしてやるんだといふうになれば、これは別個になるはずなんですね。それがやはりこの鉱工業試験研究費の補助金がなされ、企業合理化法の

中からこの金が支出されるといふことになれば、これは法の解釈からいなくなれば、両方ともこの補助を受けていいとじうことになるでしょう。これはそういふことはできないかわりに、別にこれこれの優遇をするんだ、だからなるべく組合でやりなさいという、これは

○説明員（堀坂政太郎君）組合でやる
なさいといふように協同で研究をする
ことを推奨はいたしておるのでござい
ますが、個々の企業におけるところの
研究それ自体を否定するものでは決
てないのでござります。研究補助金を
出す場合において、個々の企業の研究
よりも協同研究の方を優遇する——政
府の補助の面において優遇をするのだ
といふような法律的な規定は必ずしも
なくともいいのじやないかといふう
に実は思つてゐるわけであります。

○阿具根登君 そうしますと、個々でやる場合と、これと違つては一

○阿具根登君 そうしますと、個々でやる場合と、これと違っているのは一體どこなんですか。たとえば個人でいろいろ試験研究をする場合には償却期間なんかを長くするとか、ただいま言われましたように、七〇%を五年間に払うとか、そういう優惠をされてい

る、この場合は減免措置をされてい
る、そこだけの違いなんですか、これ
は一体どこなんですか。

この組織を、作りやすい環境を作
る、そういう組織を育てる、その協同
の研究をやるグループに対しても法人格
を与えると、いろいろなことがまず第一でござ

います。そういうふうにすることによって協同研究しやすいということが第一でございます。これは一般的に非常に大きな効果のあるものと私どもは考えております。それで協同でやつたからといって、これをすべて補助してしまう、あるいは減税をしてしまはうと

いうふうにできれば、なお一そ葭同化を促進することになるかと思うのでござりますけれども、これは税制の面からもいろいろ問題がございまして、協同でやつたからといつても、やはりその内容が問題であるということになりますので、その協同でしました場合において、その研究の内容がいいといふものについては、まず減税というものを一つ認めてやる、そしてさらにもそれが国家的に補助する価値があるといふものについては補助しても、その研究を一つ促進をしてもらおうとい

う。どういう仕組みになつてゐるのであります。

○阿具根登君 そうしますと、研究をやつてみなければわからない、研究をするまでの金が出ないのだ。研究をやつてみて、いいものができた場合には、まずその減免をしてやろう、こういふことをなさる。

○説明員(堀坂政太郎君) 研究をやつて成果ができてからといでのではございませんで、その取り上げようとしておるところのテーマ、それが国としてこの技術はどうしても開発してもらわなければならぬかどうかというところに問題があるのでござります。

○阿具根登君 それを今度は個人でやる場合はどうなりますか。

の企業で取り上げてはおるけれども、
国民经济上必要なテーマであるかどうか
かといふことで、大体それぞれの分野
におきまして、こういう種類の技術的
問題といふようなものは国家的補助をさ
しなければならないといふ基準を大体
作りまして、それに合致するテーマをさ
くして、それを評議會に提出する形で行
なうとしている。

○ 説明員（堀坂政太郎君） そうすると、一方は法
律を与えて減免をしてやるだけだと、一方は五年間の減額償却を認めてやるだけだと、それだけの差ですか。
これは。
差といたしましては、協同研究をやりますます場合におきますところの施設に對ては、先ほど申し上げましたよな五年前の償却を認めたり、さらに必要があるときには補助をいたす、かようになつてゐるのであります。

する減税の率が非常に違うという」と
でございまして、個々の場合におきまし

する減税の率が非常に違うということをございまして、個々の場合におきましては五年間で九〇%の償却でござります。協同研究の場合におきましては三年間で一〇〇%、しかも初年度七〇%、それから次年度、三年度が一五%といふことになつております。その点で差

があるわけでござります。
○阿具根登君 そうしますと、技術研
究所への補助が出る場合には、個人で
やっても法人でやっても、同じ金額が
出るわけですね、一つの問題について
は。

り上げたといたしました場合におきまして、一般論といたしましては、その補助する金額は同じであるということになろうと思います。ただ、われわれ

いたしましては、先ほども御説明申し上げましたように、協同研究体制によつて試験研究を行なうものの方を優先して、この補助の対象にすることを考えであります。

そういう業者が三人集まつて法人を作つたと、そらして研究を皆さんの方に申請されたと。ところが大企業が一つで、そんな人様からやつてもらわなくて、これは私が研究します——施設もりっぱなものを持つてゐる。この人が申請した場合、どうなりますか。

○説明員(堀坂政太郎君)　これは、具體的な問題についてでないと非常に答えにくい問題でございますが、中小企業者が協同で取り上げようとしているような問題が、個々の大企業で自分の方で一つやれるというようなもの

については、おそらく大企業が——今日本の中小企業の現状からいいまして、中小企業の場合であるならば、これはやはり何とかめんどくさを見なければならないといふ性質のものであっても、大企業がそのようなテーマを取り上げるという場合において、これは自分の力でおやりなさいということには、一般的な傾向があると、われわれといたしましては、大体そういう従来の経験から見まして、そういうふうになつて、一般的な傾向であります。が、組合で考えるようなテーマというものには、大企業のベースから見ました場合には、それは大体十分に資金力がありますし、それから技術的に見ても、今の中、小企業の技術の現状から申しますと、そんなに政府の補助を受けてまでやらなければならぬ、補助をしてますし、それから技術的に見ても、今の中、小企業にやつてもわななければならぬということにはならないと私は思います。

○阿具根登君 大企業といふのはちょっと語弊があるのでけれども、同じ中小企業であつても、法人格でやつた場合には、特許権の問題とかあるいはその他の企業の問題とかいろいろな問題が起つてくると思うのですよ。

○阿具根登君 大企業といふのは、大企業にやつてもわななければならぬということにはならないと私は思います。

○阿具根登君 補助の対象にならぬ、そんな補助を受ける必要のないような大企業はおそらくまた申請をせぬかもしませんけれどもですね、いわゆる法人格を持つていてるよりも大きいと——大企業と言わないうまでも、これに匹敵するような連中になつたら、それは補助金をほしいと言うでしょう、当然それはやるでしょう。

○説明員(堀坂政太郎君) 先ほども申し上げましたように、その中小企業が三社なり四社なり集まつてある一つのテーマを取り上げ、そうしてそれに匹敵するよろな、一つの企業を三つ合併したと同じくらいの規模の会社が同じ三社なり四社なり集まつてある一つのテーマを取り上げたといつてしまふ。

○阿具根登君 そうじやなくて、私の言つてゐるのは、たとえば私なら私がこういう申請をしてやつておつた。ところがその他の三社が一つの法人格を作つて、あれにだけやらせるのじやなくて、自分たちは三社でやるから、自分たちの方が早いのだ、自分たちにそれをやらせろ、こうした場合には先願権があるだらうと思うのですけれども、こちらの方は早いかもしらぬと思ふが、切りかえることがあり得るか。

○説明員(堀坂政太郎君) 補助金の交付を二つ出すということは全然やる気もございませんし、やつたこともないわざでございます。従つてわれわれいたしますと、そのテーマがいいといふふうになりました場合においては、協同で研究をするといふ方向に補助金を出す必要があるならば出すということになるわけございます。

○阿具根登君 あまりこまかくは尋ねませんが、そらした場合に、たとえば個人の企業で一つの試験研究を申請をしてやつておつた。そのあとで法人格

の方から、自らの方でもつと進んだ研究をしたいといつた場合は、法人格に切りかえますか、それは同じように補助金が出来ばいろいろなケースが出てくると思うのですよ。

○説明員(堀坂政太郎君) これはどの程度——もつと進んだというのはどの程度のものであるかによると存じますが、これは非常に進んだ研究、もつと非常に改良されたものであつて、すなわち今まで自分一人でやつておつたんだけれども、これを数社でやつて、もつと一つ進んだ研究をやろう、そりしてしかもその研究の成果を数社に及ぼすというような場合におきましては、これは補助する場合もあり得るといふふうに考えております、協同研究の場合。

○阿具根登君 そうじやなくて、私の言つてゐるのは、たとえば私なら私がこういう申請をしてやつておつた。ところがその他の三社が一つの法人格を作つて、あれにだけやらせるのじやなくて、自分たちは三社でやるから、自分たちの方が早いのだ、自分たちにそれをやらせろ、こうした場合には先願権があるだらうと思うのですけれども、こちらの方は早いかもしらぬと思ふが、切りかえることがあり得るか。

○政府委員(原田久君) 過去三年間に七件委託をしております。そのうち昭和三十三年に委託をいたしました二件が成功と認定されております。残りの五件につきましては、ただいままだ開発中でございまして、結論は見ておりません。しかしその間の情報によりますと、これはおおむね成功し得るといふふうに考えておりますが、まだ結論は出ておりません。

○阿具根登君 そうすると、三十三年だったですかね、それから成功したやうな問題は出でこないと思います。

○阿具根登君 あまりこまかくは尋ねませんが、そらした場合に、たとえば個人の企業で一つの試験研究を申請をしてやつておつた。そのあとで法人格

のことし、あるAというところに補助しておつた。翌年度同じテーマを複数がやるのだと、いふような場合におきましては、その複数が合同でやるからと重要であるという場合においては、あるいは減税の対象にはなるかもしませんけれども、それは補助の対象にはならないと考えます。

○阿具根登君 補助の対象にならぬ、そんな補助を受ける必要のないような大企業はおそらくまた申請をせぬかもしませんけれどもですね、いわゆる法人格を持つていてるよりも大きいと——大企業と言わないうまでも、これが一般的な傾向であるかによると存じますが、これは非常に進んだ研究、もつと非常に改良されたものであつて、すなわち今まで自分一人でやつておつたんだけれども、これを数社でやつて、もつと一つ進んだ研究をやろう、そりしてしかもその研究の成果を数社に及ぼすというような場合におきましては、これは補助する場合もあり得るといふふうに考えております、協同研究の場合。

○阿具根登君 そうじやなくて、私の言つてゐるのは、たとえば私なら私がこういう申請をしてやつておつた。ところがその他の三社が一つの法人格を作つて、あれにだけやらせるのじやなくて、自分たちは三社でやるから、自分たちの方が早いのだ、自分たちにそれをやらせろ、こうした場合には先願権があるだらうと思うのですけれども、こちらの方は早いかもしらぬと思ふが、切りかえすることがあり得るか。

○政府委員(原田久君) 事業団の方、だいぶお休みになつたから事業団の方に質問したいと思うのですがね、開発部として今日までやつてこられたことがあります。

○阿具根登君 今度は、事業団の方、だいぶお休みになつたから事業団の方に質問したいと思つたのですがね、開発部として今日までやつてこられたことがあります。

○政府委員(原田久君) おおむね二年ぐらいを考えております。

○阿具根登君 そうすると、予算も極端に多いわけでもないんですね。おおむね二年で、そうして非常に企業に困難だということになれば相当多額の金の要るものもあると思うんですね。そ

の何というか基準ですね。期間は、大体二年間のうちに完成するか失敗であるかをきめる。無制限じゃだめだから。金額においては、一体どのくらいをベースにおいてやるのか。それに

○政府委員(原田久君) もよると思うんですが、大体期間はどういうふうに切りかえますか、それは同じなケースが出てくると思うのです。

○阿具根登君 これは、事業の種類によって、同じだけであつても研究成

果があつていないと、いうことで、この方法でいけばいい成果が出るだろう

○阿具根登君 これは、事業の種類によって、同じだけであつても研究成</

うございませんので、金額がのすよろな
大きな開発をやろうとしましても、そ
ういうテーマは取り上げられないとい
う実情でございます。最近の技術革新
の趨勢からみますと、一つの開発をい
たしますにも、億の単位のものも必要
になつてくるといふことも言わせてお
りますので、ことしは三億円の新規の
予算がついております。そういう観点
からも、億の単位のものも含めた開発
をしたいと考えております。まあ億の
単位までいくような規模のものも取り
上げたいということでございます。

もう一つ、御質問で、いささか了解
し切つておりますが、事業化の規模
はどれくらいかということでございま
す。これは、人工水晶と黒鉛鉄錠と二
件でございます。会社としましては、
人工水晶の方で申しますれば、開発で
若干の規模の製品が、こういうふうに
できるといふような段階になります
て、需要もあるということになります
れば、設備も拡大していくみたい。
これは、自分の資本で借り入れをするなり
ますが、さらに第一、第二、第三の実施
希望者が出てくるかと思います。

というのは、先刻の人工水晶で申し
ますれば、たとえば明電舎なら明電舎
が、外国で買っておるよりも、自社で
作りたい、技術も確立したから、それ
をやりたいという希望が出てくれば、
それには特許の実施料を払うだい
たしますと、いうことで、再実施といふ
形に参りたい。それが具体的に話があ
るかというと、それは私、まだつまび

それからその次に「新技術の開発に関する事項」というのがございましたが、これは載せてございません。それから「開発実施計画の実施の結果の成否の認定に関する事項」がございましたが、これは載っております。それからその次に、「新技術の開発の成果を実施させる企業の選定及び実施条件に関する事項」がございましたが、これは載っておりません。

こういふうちに、載つておるものとございませんが、趣旨をいたしましては、まず「開発委員会」を「開発審議会」に変えた点でござります。これは、どういう点かと申しますと、従来は、理化学研究所法の中で規定されておりましたが、理化学研究所に開発部を置いてやるということです、まあ新しい試みであるといふで、政府もある程度監督をしなきやで、かん。それで、そういう角度から、委託先だとか、それから実施条件だとか審議会に、そういう審議をお願いする業務的なことまで、委員会にかけるという形をとつておりましたが、そこまで再実施をさせるというような細かい業務的なことまで、委員会にかけるといふ形をとつておりました。そこまで審議会に、そういう審議をお願いする必要はないだろう。これは新技術開発事業団が発足いたしますと、理事機関といふものができまして、責任は理事機関に負つてもらう必要がある。そういう責任を負う人たちが、審議会に細かい御審議を仰いで、またそれに拘束されないで、またそれを実施する必要はないだろう。そういう趣旨から、開発審議会の任務といつまでは、はつきり審議機関といつましても、「理事長は、あらかじめ審議会

う、意見を聞くかなければならない。」といふ形にしたことになります。そういう形に変えた点が実質的な変更だと言えますが、第二項のはうに、「審議会は前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諮問に応じて、新技術の開発に関する重要な事項を審議することができる」と掲げてございますので、今回削除いたしましたよなことにつきまして、理事長がやはり不安である——不安でありますといふか、諮問したほうが、なかなか万金が期せられるという判断の上に立つならば、やはりそういうことも諮問もできるという態勢は要してございますが、実質としましては、大方針を決め、新技術のテーマを決める、それから成否の判定することにとどめようぢやないか、こういうことに変えた次第でございます。

て省議決定の上に決定する、いろいろなシステムでござります。これは個々の審議会のメンバーは、これは全部変わらわけですね、事業団の方は、企業に対しましても、協同研究に対しましても同様でございます。

○阿具根登君 そちらと事業団の方の審議会のメンバーは、これは全部変わらわけですね、事業団の方は、

○政府委員(原田久君) 開発審議会の方は、一応かりにお願いいたいたします。で、新しい角度から委員をお願いする形になりますが、御専門の角度その他から、まあ重ねてお願ひする方もあるらされるかと思います。

○阿具根登君 「組合」の方は、大学その他専門の方々を通産省の方で、いろいろ検討するといふよなことなんですねけれども、「事業団」の方はそういうよりで、今までのメンバーを見てみましても、これは会社の重役が大部分のようですが、この選考範囲といふのですかね、そういうのは、どういうふうにお考えになつているのですか。

○国務大臣(池田正之輔君) これは、そういうへんぱなことできるわけでもないし、また公平でなければなりませんし、それから、とにかく十人でありますけれども、できるだけの機能を發揮するという建前でいきたいと思っております。従つて、今までのことはよくわかりませんけれども、これからは、きわめてフレッシュな、清新な感じをもつたりつぱな人たちを集めよう、こう思つておるわけであります。

○阿具根登君 それは長官の言を私は信頼いたしますが、それでは今度は、ただいま説明のありましたように、委員会のときのまあ権限といいますか、

それと今度の審議会といふのは、ずいぶん違ってきたわけですね、非常に権限が薄ってきた、こうしたことになるわけですね。そうした場合に、「審議会の意見を聞かなければならない」ということは、審議会の意見を聞かなければ、実施に移すことができないのか、一応聞けば、あとは理事長の裁断によつてやつていいのか、どつちかでなく、聞かなければならぬ。」といふことは、審議会の意見を入れなければならぬといふのか、ただ聞くだけいいのか、どつちですか。

○政府委員(原田久君) 形式論で、聞きさせすれば内容を尊重しなくていいのかということがあります。やはり実質的に意見をお聞きし、かつ尊重していきよにしていくべきであらうかと考えております。しかし、さればとにかくその意見通りにならなければならぬ、理事長といふものが拘束されるかどうかといふ点につきましては、まあその通りにならなければならぬと考えませんが、おおむね意見を尊重していかれる、こう考えております。

○阿具根登君 いわゆるこれは諮問機関ですね。

○政府委員(原田久君) さようございます。

○阿具根登君 諮問機関ですね。そうすると、この意見を聞かなければならぬといふことでは、これは審議会の意見を入れなければならぬといふのか、どつちですか。

○政府委員(原田久君) 形式論で、聞かせますと、これは私は疑問に思つてゐます。されば内容を尊重しなくていいのかといふことであれば、どうなりとお答えしたいと思います。やはり実質的に意見をお聞きし、かつ尊重していきよにしていくべきであらうかと考えております。しかし、さればとにかくその意見通りにならなければならぬ、理事長といふものが拘束されるかどうかといふ点につきましては、まあその通りにならなければならぬと考えませんが、おおむね意見を尊重していかれる、こう考えております。

○阿具根登君 いわゆるこれは諮問機関ですね。

○政府委員(原田久君) さようございます。

○阿具根登君 諮問機関ですね。そうすると、この意見を聞かなければならぬといふことでは、これは審議会の意見を入れなければならぬといふのか、どつちですか。

○國務大臣(池田正之輔君) その通りでございます。

○阿具根登君 そうすると、それだけの権限を持つておる理事長が、常任で務理事になつてくるのですね、そろそろと機構はあつて、実際の運営は、これは別な人がやつてくる、別な人といふことではないけれども、審議会は詰められてしまつて、非常に幅の狭い、官僚出身といつては、官僚の諸君がおられます。常勤で、いわゆるこれは諮問機関である、最高の責任者は非常任であります。非常におかしいようになつてゐることで、いろいろ苦心した結果は、何といつてもやはり理事長は、たゞそとでも、これは困る。

○國務大臣(池田正之輔君) これは仰せのように、政治的に内閣やなんかに置かれます諸問機関においては、あなたのおおしやるよるに、しばしば諸問機関から答申されたものが無視されることです。またあつたのです。しかしながら答申されたものが無視されることはあります。そこで常に責任の立場に立つて指導されるような人を得たい、そして実務は、仰せのように専務理事にこれをやらなければなりませんけれども、あくまでも責任の所在は、理事長であるその人にあります。常勤で、いわゆる建前でいきたい、ですかね。これは実際はごらんのようになります。御承知のように、決してわれわれは最もよい制度とは思つてない、やがてこれが成長いたしますれば、当然にそれに即応した、それにマッチさせた機構といふものを見つけるべきじゃないのです。またやるべきじゃないのです、運営の面において。ですからもしそういうこと

があつて、それがまた、そういうため非常に国家目的と反する、あるいは非常に弱くなつてきたこれが、そろそろと今までやられたわけなんですね。非常に弱くなつてきたこれが、そろそろと今までやられたわけなんですね。非常に弱くなつて、そこには必ず官会で皆さんからやられるのであって、これは、やりたくてできないのです。これは私は実情だと思います。法理論は別といたしまして実態たどります。それから今の理事長が非常勤であるといふ問題でござりますが、これは現在は御承知のように、ことしは三億、前は三億幾ら、合わせても規模としましてはまことに小さいです。これを最初から大きな規模にしておいて、りっぱな人を迎えてやるという実施面におきまして、そこに実は私ども非常に苦心があるのです。といつてややかなものにしてしまつて、非常に幅の狭い、官僚出身といつては、官僚の諸君がおられます。常勤で、いわゆるこれは諮問機関である、最高の責任者は非常任であります。非常におかしいようになつてゐることで、いろいろ苦心した結果は、何といつてもやはり理事長は、たゞそとでも、これは困る。

○國務大臣(池田正之輔君) これは仰せのように、政治的に内閣やなんかに置かれます諸問機関においては、あなたのおおしやるよるに、しばしば諸問機関から答申されたものが無視されることです。またあつたのです。しかしながら答申されたものが無視されることはあります。そこで常に責任の立場に立つて指導されるような人を得たい、そして実務は、仰せのように専務理事にこれをやらなければなりませんけれども、あくまでも責任の所在は、理事長であるその人にあります。常勤で、いわゆる建前でいきたい、ですかね。これは実際はごらんのようになります。御承知のように、決してわれわれは最もよい制度とは思つてない、やがてこれが成長いたしますれば、当然にそれに即応した、それにマッチさせた機構といふものを見つけるべきじゃないのです。またやるべきじゃないのです、運営の面において。ですからもしそういうこと

があつて、それがまた、そういうため非常に国家目的と反する、あるいは非常に弱くなつて、そこには必ず官会で皆さんからやられるのであって、これは、やりたくてできないのです。これは私は実情だと思います。法理論は別といたしまして実態たどります。それから今の理事長が非常勤であるといふ問題でござりますが、これは現在は御承知のように、ことしは三億、前は三億幾ら、合わせても規模としましてはまことに小さいです。これを最初から大きな規模にしておいて、りっぱな人を迎えてやるという実施面におきまして、そこに実は私ども非常に苦心があるのです。といつてややかなものにしてしまつて、非常に幅の狭い、官僚出身といつては、官僚の諸君がおられます。常勤で、いわゆるこれは諮問機関である、最高の責任者は非常任であります。非常におかしいようになつてゐることで、いろいろ苦心した結果は、何といつてもやはり理事長は、たゞそとでも、これは困る。

○國務大臣(池田正之輔君) これは仰せのように、政治的に内閣やなんかに置かれます諸問機関においては、あなたのおおしやるよるに、しばしば諸問機関から答申されたものが無視されることです。またあつたのです。しかしながら答申されたものが無視されることはあります。そこで常に責任の立場に立つて指導されるような人を得たい、そして実務は、仰せのように専務理事にこれをやらなければなりませんけれども、あくまでも責任の所在は、理事長であるその人にあります。常勤で、いわゆる建前でいきたい、ですかね。これは実際はごらんのようになります。御承知のように、決してわれわれは最もよい制度とは思つてない、やがてこれが成長いたしますれば、当然にそれに即応した、それにマッチさせた機構といふものを見つけるべきじゃないのです。またやるべきじゃないのです、運営の面において。ですからもしそういうこと

があつて、それがまた、そういうため非常に国家目的と反する、あるいは非常に弱くなつて、そこには必ず官会で皆さんからやられるのであって、これは、やりたくてできないのです。これは私は実情だと思います。法理論は別といたしまして実態たどります。それから今の理事長が非常勤であるといふ問題でござりますが、これは現

の新しい事業団の例は、非常に特異でございません。すでに御審議になりました過去の法律の例にも、さようなことがあります。あるわけであります。

○阿具根登君 なぜそらせないといけないのですか。だから、私は法律論じやなくて常識論で言つて、私の知つておる範囲のこらいうものは、理事長なり、組合長なり、社長なりが、その団体を代表する。その次の副社長あるいは副組合長、あるいは専務理事といふ者は、社長不在の場合、あるいは欠員の場合は代行する。理事長を補佐し、あるいは社長を補佐し、あるいは組合長を補佐し、といふのが、その任務だと私は思う。なぜ「事業団を代表し」と、代表が二人おるのですか。私はおかしいと思うのです。

○政府委員(島村武久君) 代表権を

持つた者が何人でもきました場合の、その間の調整等につきましては、これ

はあくまで正式には、会社で申します

と、社長でありますとか、場合によつては会長であるかもしません。そ

う者を補佐する立場にある者である

ことは間違いないことでございます。

その他の者が社長を補佐するといふ仕事にあることは、これは当然でござい

ますけれども、代表権といふものを持

つ者をふやしまず理由は、これは從来

長に事故があるときはその職務を代理

補佐して事業団の業務を掌理し、理事

長に事故があるときはその職務を代理

することは間違いないことでございま

す。

○阿具根登君 私はその理論には、ど

うしても服しかねるので。理事長を

代理として事業団の業務を掌理し、理事

長に事故があるときはその職務を代理

することは間違いないことでございま

す。

○政府委員(島村武久君) 理事長が非

常勤であるといふことのために、こう

は過去の例にもござりますように、現

在あります理研でも、副理事長までは

代表権を持たしてあります。この新し

い事業団そのものも、今、現在におき

ます。またそれをすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 私はその理論には、ど

うしても服しかねるので。理事長を

代理として事業団の業務を掌理し、理事

長に事故があるときはその職務を代理

することは間違いないことでございま

す。

○政府委員(原田久君) 代表権が二つ

になつておりますが、理事長につき

ましては、「理事長は、事業団を代表

し、その業務を總理する。」こゝなつて

おります。専務理事につきましては、

「専務理事は、事業団を代表し、定款

で定めるところにより、「とこなつて

おります。それでこういたぐいの実

例を申し上げたいと思いますが、特殊

法人におきまして、理事長あるいは会

長、名稱はいろいろございますが、そ

ういう最高責任者と、副理事長ないし

は専務理事等の名稱でござりますが、そ

ういった方々の代表権を持つている

例は、十指に余るほどござります。そ

うことから出発しておるものだと思ひます。

会社はさておきまして、従来の理化

学研究所におきまして、理事長以外

に、副理事長に代表権を持たせており

ますけれども、内部的な関係におきま

しては、あくまで理事長を補佐する

う仕事が副理事長にあるわけござ

ります。従いましてその代表権とい

うも理事長との間におきます取りき

とでなくして、運用上は、やはりこまか

い問題でありますとかいうような問題

について代表してやつていくといふこ

とで運用されておるようございま

す。またそつすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 私はその理論には、ど

うしても服しかねるので。理事長を

代理として事業団の業務を掌理し、理事

長に事故があるときはその職務を代理

することは間違いないことでございま

す。

○政府委員(原田久君) 代表権が二つ

になつておりますが、理事長につき

ましては、「理事長は、事業団を代表

し、その業務を總理する。」こゝなつて

おります。専務理事につきましては、

「専務理事は、事業団を代表し、定款

で定めるところにより、「とこなつて

おります。それでこういたぐいの実

例を申し上げたいと思いますが、特殊

法人におきまして、理事長あるいは会

長、名稱はいろいろございますが、そ

ういう最高責任者と、副理事長ないし

は専務理事等の名稱でござりますが、そ

ういった方々の代表権を持つている

例は、十指に余るほどござります。そ

うことから出発しておるものだと思ひます。

会社はさておきまして、従来の理化

学研究所におきまして、理事長以外

に、副理事長に代表権を持たせており

ますけれども、内部的な関係におきま

しては、あくまで理事長を補佐する

う仕事が副理事長にあるわけござ

ります。従いましてその代表権とい

うも理事長との間におきます取りき

とでなくして、運用上は、やはりこまか

い問題でありますとかいうような問題

について代表してやつていくといふこ

とで運用されておるようございま

す。またそつすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 これは意見の相違です

ます。それなら、それに対する質問があ

りますよ。そうではなくて、大臣の御説

明では、これはわざかな金額だから、

大物を持ってこれを専務に置くわ

けにいかぬ。しかしにらみをきかし

て、この人が理事長があくまでやるの

だ、最高責任者だという答弁があるな

ら、専務理事は、これは理事長を補佐

する人でなければいかぬのですよ。そ

れが何か代表権を持つておられるとい

うのはおかしいと思うのだね。

○政府委員(島村武久君) 理事長が非

常勤であるといふことのために、こう

は過去の例にもござりますように、現

在あります理研でも、副理事長までは

代表権を持たしてあります。この新し

い事業団そのものも、今、現在におき

ます。またそれをすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 これは意見の相違です

ます。それなら、それに対する質問があ

りますよ。そうではなくて、大臣の御説

明では、これはわざかな金額だから、

大物を持ってこれを専務に置くわ

けにいかぬ。しかしにらみをきかし

て、この人が理事長があくまでやるの

だ、最高責任者だという答弁があるな

ら、専務理事は、これは理事長を補佐

する人でなければいかぬのですよ。そ

れが何か代表権を持つておられるとい

うのはおかしいと思うのだね。

○政府委員(島村武久君) 理事長が非

常勤であるといふことのために、こう

は過去の例にもござりますように、現

在あります理研でも、副理事長までは

代表権を持たしてあります。この新し

い事業団そのものも、今、現在におき

ます。またそれをすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 これは意見の相違です

ます。それなら、それに対する質問があ

りますよ。そうではなくて、大臣の御説

明では、これはわざかな金額だから、

大物を持ってこれを専務に置くわ

けにいかぬ。しかしにらみをきかし

て、この人が理事長があくまでやるの

だ、最高責任者だという答弁があるな

ら、専務理事は、これは理事長を補佐

する人でなければいかぬのですよ。そ

れが何か代表権を持つておられるとい

うのはおかしいと思うのだね。

○政府委員(島村武久君) 理事長が非

常勤であるといふことのために、こう

は過去の例にもござりますように、現

在あります理研でも、副理事長までは

代表権を持たしてあります。この新し

い事業団そのものも、今、現在におき

ます。またそれをすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 これは意見の相違です

ます。それなら、それに対する質問があ

りますよ。そうではなくて、大臣の御説

明では、これはわざかな金額だから、

大物を持ってこれを専務に置くわ

けにいかぬ。しかしにらみをきかし

て、この人が理事長があくまでやるの

だ、最高責任者だという答弁があるな

ら、専務理事は、これは理事長を補佐

する人でなければいかぬのですよ。そ

れが何か代表権を持つておられるとい

うのはおかしいと思うのだね。

○政府委員(島村武久君) 理事長が非

常勤であるといふことのために、こう

は過去の例にもござりますように、現

在あります理研でも、副理事長までは

代表権を持たしてあります。この新し

い事業団そのものも、今、現在におき

ます。またそれをすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 これは意見の相違です

ます。それなら、それに対する質問があ

りますよ。そうではなくて、大臣の御説

明では、これはわざかな金額だから、

大物を持ってこれを専務に置くわ

けにいかぬ。しかしにらみをきかし

て、この人が理事長があくまでやるの

だ、最高責任者だという答弁があるな

ら、専務理事は、これは理事長を補佐

する人でなければいかぬのですよ。そ

れが何か代表権を持つておられるとい

うのはおかしいと思うのだね。

○政府委員(島村武久君) 理事長が非

常勤であるといふことのために、こう

は過去の例にもござりますように、現

在あります理研でも、副理事長までは

代表権を持たしてあります。この新し

い事業団そのものも、今、現在におき

ます。またそれをすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 これは意見の相違です

ます。それなら、それに対する質問があ

りますよ。そうではなくて、大臣の御説

明では、これはわざかな金額だから、

大物を持ってこれを専務に置くわ

けにいかぬ。しかしにらみをきかし

て、この人が理事長があくまでやるの

だ、最高責任者だという答弁があるな

ら、専務理事は、これは理事長を補佐

する人でなければいかぬのですよ。そ

れが何か代表権を持つておられるとい

うのはおかしいと思うのだね。

○政府委員(島村武久君) 理事長が非

常勤であるといふことのために、こう

は過去の例にもござりますように、現

在あります理研でも、副理事長までは

代表権を持たしてあります。この新し

い事業団そのものも、今、現在におき

ます。またそれをすることの方が、より便

宜であるといふ観点から置かれておる

といふうに私どもとしても考えてお

るわけでござります。

○阿具根登君 これは意見の相違です

ます。それなら、それに対する質問があ

りますよ。そうではなくて、大臣の御説

明では、これはわざかな金額だから、

大物を持ってこれを専務に置くわ

けにいかぬ。しかしにらみをきかし

て、この人が理事長があくまでやるの

は行政のあり方について検討をする何構想もないんですね、あるいは私見にしてもあるんですか、答申があつて、科学技術庁長官として技術者の養成については、文部大臣に勧告した、それから技術の開発については一つの方向を出した、しかしあとは何もないということでは、私は科学技術庁長官として、資格にも関連する問題でなければども、とにかく池田長官のとにかく答弁とも思われません。

◎国際化と地域化の競争

格の問題になりますと、私も弱いのです
ありますけれども、しかし基本法は、
これは基本法のようなものを作つて、
はつきり打ち出す必要があるのじやない
いか、方向は打ち出しへきであるとい
うのが科学技術会議の意見であります
て、従つて、どういう基本法を作つた
らよいかとということになりますと、こ
れはまだまだ、相当これは論議を尽く
してみないといけないことじやないか
と、こう思います。

それから今の学術会議なり、そういう各方面の意見を徴する必要がある、これはもちろんでございまして、従つて、御承知のように、科学技術会議として、御承認のように、科学技術会議は、当然そこに学術会議の会長が、これに正式メンバーとして参加しております。そのほかに専門委員その他に学術会議から二十名足らずの委員が、それぞれ参加いたしておりますし、そういう点は、吉田さんが御心配するような決して一方的な人の集め方できめ方をしているようなことは絶対にありません。たゞ、それでもなおかつ、こういう点はといふ、もし御指摘があれば、私どもも、それに従つていくこと

に決してやぶさかじやありません。考
え方は、あくまでもあらゆる方面の人
たちの御意見を徴していくといふの
が、われわれの考え方であります。
○吉田法曹君 二つの法案の中に、や
はり現在の科学技術庁、それから通産
省、これが中心になつて法案が考えら
れ、あるいは制度が考えられ、科学技
術開発的具体的な方法を考えられてお
るのですが、これは批判として免れる
ことができない。たとえば事業団の役
員の構成の問題について、午前中もこ
の委員会でやりましたが、それは科学
技術の振興について全般的な構想がな
くて、そんして部分的に着手をし、そ
れが各省割拠主義がまだ残つておる中
で具体的な問題が取り上げられ、これ
をどうするかという、こういう小さな
視野で、あるいは小さな構想でいかれ
るから、私はそれが出てくると思う。
そういう意味で全体的な構想はどうで
すかということをお尋ねをしたゆえん
です。

それからもう一つ、それじゃ先ほどど
から質問をして答弁をされないのは、
答申についての全部について、どうす
るという方向がないが、しかし科学技
術の開発の点については、もつと大きな
な構想があつたやに聞きますだけに、
この具体的な法律——事業団と研究組
合の助成といふものを含めて、もつと大
きな構想があつたと、いうお話です
が、それは、どういものがあつたの
か一つ伺いたい。

途中で出すというようなことの御意見が、先ほど来申し上げますように、理想的なあり方というものは、実は今のところまだ出ていないのです。だからといって、そういう研究助成、あるいは企業化といったよしなもの、そういうものができるまで、あるいは基本法なり、あるいは行政の一體化なりでできるまで、それじゃほったらかしいかというと、それはいかないのですね。従つてそういう角度からすれば、どうも不完全じゃないか、不都合じゃないかといふ御議論も出るかもしませんけれども、とりあえず今急いでやらなければならぬものは、とにかくやつておくと、これが実際の、やはり私ども政治を担当する者の責任だとして、そういう意味で二つの法律案をまとめて御審議を願つておるというわけでございます。

○吉田法晴君 前半の問題は、まあ具體的にあとでまたお尋ねをすることにして、答申の柱は、先ほど予算以下あげられましたが、私がお尋ねをしたのは、後半でお尋ねをしたのは、そらくじゃなくて、全般についてじょなくして、科学技術の開発に関連をして、事業団ではないですが、まあその、公団方式でやるのかどうか知りませんが、もう少し開発は開発についても、一貫性のある構想があつたかのように聞くものですから、どういう構想があつたのかという点をお聞きしたわけです。

○政府委員(島村武久君) 午前にも御説明申し上げました通り、この事業団に対しまする構想自体は、数年前から実はあつたわけであります。当初は、かりに名称を公団ということで考えておりました。公団方式ということで、私どもの間では新技術開発公団といふようなことで、まあいわば思想の統一もはかつて参ったわけであります。折衝の過程におきまして名称の点は、何べんか変更いたしまして、最後に事業團と呼ぶことに落ちついたわけであります。

それから名称以外に内容の点でござりますけれども、予算の要求といったましては、大蔵省に対する要求——大蔵省に対する当初要求といいたしましては、私どもは約十億を要求いたし、それが結論的には、政府原案として国会の御承認を得ます段階におきましては三億ということになつたわけであります。これは本年度の予算としてござります。しかしながら、そういうふうな意味におきまして、大きな構想と申

田委員が御指摘になりましたように、吉他に何か、もつといろいろな事業をやるというような意味におきましての構想、というものはあるたわけではございません。やはり性格的には、このよろんなものを考えておりましたわけでござります。ただ規模が、いきなり十億ということじやなくて、三十六年度には三億程度ということでいくという意味で、において縮小をしたということは言いたいです。ただ、最終の段階に到達いたしました目標は、やはり当初から五十億程度、今日におきましても、逐次ふやして五十億の線に持っていくという意味におきまして、構想が変わつておるというわけではないわけであります。

日本のほんとうの産業の発達といふのは望めない。そのためには何をやるか、こういうことになるのですね。そのためには、それでは国が、科学技術庁が、一々そういうものをやるかといふと、科学技術庁は、そういう性格でございません。それをやるために、科学技術庁としては、研究機関の助成なり、あるいは税制の改革なり、そりいふたよくなことを、それに要する各種の条件を、それぞれに助成し、推進していく。これが一つの私どもの建前だと思っております。

○吉田法晴君　直接の質問にはお答えはいただけませんでしたが、先ほどの答弁、官房長でしたから、官房長から答弁願いたいのですが、わかりますね、質問の点は。

○政府委員(島村武久君)　先ほど申し上げました通り、いろいろ他に、こういう仕事をやらしたい、ああいう仕事をやらしたいと考えておりますものを、だんだん縮小して、ここにお出しいたしましたような事業だけをやるための事業団に変化していくわけではございませんで、当初からこのことだけをやらせるための何らかの機関ということを考えて参ったわけをございます。その意味におきまして、性格的な変化はございません。

なお、この事業団というところまで、政府案として最終に固まります段階におきましては、単に公団を事業団というふうに変えたということだけです。たとえば、國みずからが、特別会計でも作つてやるかというような構想

も、中間段階ではもちろん比較検討されたわけでござります。その結果といつしまして、やはりお出したいたしておられますよりな事業団構想が、最もよからうというところに落ち着きまして、出しましたわけでござります。

従いまして、繰り返しますが、仕事の範囲あるいは性格というようなことにつきましては、決して縮小したわけではありませんといふことだござります。

○吉田法晴君 せっかく御答弁をいたしましたから、科学技術庁長官に、重ねて、先ほどの御答弁に関連して、お尋ねしたい。

長官は、海外の技術にのみ依存しておる、その依存度、あるいは従属性といつてもいいですが、それを日本のみずからで、科学技術を育てたい、こういうことで、科学技術の開発について考えておる。こういうお話をですが、国内に輸入をされております技術、これは日本の経済、社会全般の荒廃の中で、科学技術についても同様、ほとんど科学技術の、何といいますか、あれは導入という状況だといわれる。そうすると、各この事業団なら事業団、あるいは前には公団方式であつたといふのですが、それだけでは、外國依存度あるいは輸入に待つ云々ということを、すみやかに克服するといひますか、あるいはしょろとするとには不十分である。取り上げられておる開発的具体的な例を顧みると、午前中もそ�です、前回でもあげられたように、七件幾ら、これには国は技術開発もですが、全般的にもつと、民

間においても、あるいは学校においても、あるいは学者においても、これは、その問題だけを考えてみても、科学者あるいは技術者を総動員しなければならないでしょう。そういう態勢ができている中で、國もこれだけをやつしていくのだとということならば、私どもも納得するのですが、公團方式あるいは事業團方式の中にも、今までの、まだやはり官僚性というのですか、官厅主義もあり、あるいは役所中心の弊害といふものもあるのではないか。あるいは国で直接やるのか。それから民間の研究を助成していく、あるいは総合していくと、いふ点も、科学技術政策としては、足らぬ点があるのじゃないか、論理的に。あるいは何とりますか、新しい技術の開発とか、あるいは基礎研究とか、あるいは応用研究とか、あるいは企業化とか、いろいろ言われるけれども、論理的な解明だけでなく、実際に、この海外に依存している技術を克服する点については、これは総合的な施策も必要でしょうね。その施策に対しては、予算も不十分だが、あるいは具体的に助成をすると、いふ、これからあれしていく件数がら、いって、七件幾ら、そうするともう少し何というのですか、長官の答弁からいえば、ほんの部分的な構想だけじゃなくて、もっと、この問題だけに限つてみても、総合的な施策が必要ではないか。そういう面でも、科学技術行政の総合、これは何も科学技術庁に、全部とつてしまわなければならぬという問題じゃありませんが、少なくとも検討をしなければならぬ。そうして方向を出していかなければならぬ問題だ、こういうことがいえると思います。

そういう点について、この今までの制度あるいは出されている法案がめざしている制度においても、足らぬところがあるのじゃないか。官僚性があるのは割拠主義等も、なおこの法案についてもあるのじゃないかということが多いえるのじゃないでしょうか。

○國務大臣（池田正之輔君）今出ている法案、これによって日本の技術導入が阻止されるというような、そんな大それた考えは、私ども持っていない。その一助ということになると思うのです。平たく申しまして、これから日本の科学技術の伸展ということになりますと、結局は物と人、たとえば研究費の予算を増すにいたしましても、これは結局物と金と、それと、それを動かしていく研究要員——結局は人と、こういうことにして運営し、組み合わせていくかといふところになるのでありますけれども、そこで私は、ます物よりも先に人を作らなければいけない。そして人を得た上に、それと並行して、当然これは研究費なり、研究機関の拡充なり、研究の場を、いわゆる研究環境をよくするとかいう、もうろの施策がなされて、そうして日本の全体の科学水準といふものを高めていく、こういうことになるのだと私は思います。

そこにいくまでの間ににおいて、それじゃわれわれは黙つておいていいのかというと、そうはいかないから、そこで、われわれの手の届くところから、まずやつっていく。そのためには、今度出ているこの二つの法律は、これは全體からみたら、まことにちやちなものがござりますけれども、せめてこうい

うものでも、手つとり早いところから、われわれは始めていく。そうして日本の文化及び科学技術といふものを、あるいは産業といふものを推進していくというのが、私どもの考え方でございます。

○委員長(鈴木亨弘君) ちょっと速記記をとめて下さい。

午後四時二十一分速記開始

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めて下さい。

午後三時五十九分速記中止

審議ができない。どこに十指にあまつて専務理事が代表権を持つのがあるか、御説明願います。

○政府委員(原田久君) 私が先刻発言をいたしましたのは、名称がいろいろございますのをひつくるめまして、そういう表現をいたしましたために――

理事長があつて専務理事があるという場合に、代表権が両者にあると、いう場合は、御指摘のようにないかと思ひます。

私の申しましたのは、名

称は理事長、あるいは会長、副会長、副理事長、そういうたぐいのものではございます。ただし、その場合でも、定款の定めるところにより、といふうになつたものが大部分でございまして、定款に定めるところと、いうことが書いてなくて、いきなり法律で副理事長はとか、副会長は、その会なり、機関なりを代表するといふような例は、私どもの調べましたところでは理化研究所でございます。これは理事長、副理事長といふ表現でございまして、頭から代表権を持つております。それから首都高速道路公団も、理事長、副理事長制でございますが、代表権を持つております。なお、私の調べは不十分でございますが、中小企業金融公庫、ジェット等も、そのたぐいではないかと思ひます。そのほかには、先刻申しました独立競技場は、会長といふ表現と、理事長といふ表現でございますが、代表権を持つております。それからアジア経済研究所は、「会長は、研究所を代表し」、「所長は、研究所を代表し」といふふうになつております。

従いまして先刻の私の答弁は、いかがでございましたが、全面的に代表権を認めます場合もありましょく、あるいは非常に制限をする場合もありましょく、そういうのがなくして、代
さか言葉が足りませんために、全面的

に十指にあまるものがあるかのごときふうにとられましたことは、重々おわび申し上げたいと思います。

○阿具根登君 その通りなんです。私は調査して参りましたのも、今読み上げられた通りであります。理事長と

副理事長、総裁と副総裁、これは四つござります。そのほかの会長と理事長、がやるのです。実際は社長がやるので、会長と所長、こういうのはあります。

これは御承知のように、会長は、一応だから、そのときの論議にもなつたわ

たな上げになつて。実際は理事長

が持つておる人が二人おる、もちろん

先ほど申し上げましたように、四カ所

の、そういうところもあります。しか

し、ほとんどのものは、代表権は一人

です。その人が欠員になつた場合と

か、不在になつた場合は、もちろん次

の人が、その代表権を持つようになります。

ほんの少しここで、実際は常勤でございませんでいるわけなんですね。

ところが、この場合に限つて、専務

理事が代表権を頭からうたつてある。

だから、発足したい、しかし、現在

にしなければならないと、しかし今出

発の当初であるし、基金も少ないと

あるから、だからこうするのだととい

うことであつたので、意味が全然違

うわけなんです。

それからもう一つ、法制局の方お見

入つたのと、あるいは総裁、あるい

は理事長、あるいは定款の定むるところによるといつた場合は、非常に大き

な差があると思うのですが、いかがで

しょうか。

○説明員(関道雄君) 仰せのとく、

例としては、少ない方に属するとい

ことは確かでござります。

○阿具根登君 そこで長官どうです

か、こういう例の少ない、しかも、私

が午前中から論争しておりましたよ

うも、これは、私は例外だと思うのですが、いかがですか。

表権を法律自体で、何のかぶりもなくて認める場合は、その可能性において

違つておる人が二人おる、もちろん

先ほど申し上げましたように、四カ所

の、そういうところもあります。しか

し、ほとんどのものは、代表権は一人

です。その人が欠員になつた場合と

か、不在になつた場合は、もちろん次

の人が、その代表権を持つようになります。

ほんの少しここで、実際は常勤でございませんでいるわけなんですね。

ところが、この場合に限つて、専務

理事が代表権を頭からうたつてある。

だから、発足したい、しかし、現在

にしなければならないと、しかし今出

発の当初であるし、基金も少ないと

あるから、だからこうするのだととい

うことであつたので、意味が全然違

うわけなんです。

それからもう一つ、法制局の方お見

入つたのと、あるいは総裁、あるい

は理事長、あるいは定款の定むるところによるといつた場合は、非常に大き

な差があると思うのですが、いかがで

しょうか。

○説明員(関道雄君) 仰せの通り、た

とえば定款で定めるところによりと

ある場合は、非常に制限をする場合もありましょく、あるいは非常に制限をする場合もありましょく、そういうのがなくして、代

いふうになつております。

従いまして先刻の私の答弁は、いさ

ら、専務理事に代表権を持たせなければならぬ理由なんです。

○國務大臣(池田正之輔君) 一件、この役員の権限の問題やなんかのき方

は、先ほど私、ちょっと触れましたよ

うに、一体、この事業団そのものが、

最初から五十億なり百億という予算

をもつて、そろそろりつぱなスタッフ

を持って発足したい、しかし、現在

の段階においては、それができないと

言ふ前にお伺いしますが、先ほどそち

らから言わされました四つの理事長と副

理事長の代表権の場合の理事長は常任

ですか、非常任ですか。

○政府委員(原田久君) 常勤か非常勤

か、そこまでよく調べておりません

が、私どもがわかつていて申し

上げますと、理化研究所でございま

すが、理事長、副理事長は常勤でござ

ります。それから首都高速道路公団で

ございますが、私の想像で申し上げて

もいけませんと思ひますので、はつきり申し上げかねます。あととのジェットロ

とそれから中小企業金融公庫につき

ましては、通産省の方がよく御存じ

いらっしゃいかと思いますので、そちらか

ら……。

○説明員(堀坂政太郎君) ジェットロと

中小企業金融公庫についてお答え申し

上げますと、中小企業金融公庫は常勤

であられるることは確かでござります。

言われば、そういうふうなことにならぬかといふうような考へに立つて、こ

れを頼んで、それなら全然違法であり

ます。

○阿具根登君 もう一つ、私の意見を

言ふ前にお伺いしますが、先ほどそち

らから言わされました四つの理事長と副

理事長の代表権の場合の理事長は常任

ですか、非常任ですか。

○政府委員(原田久君) 常勤か非常勤

か、そこまでよく調べておりません

が、私どもがわかつていて申し

上げますと、理化研究所でございま

すが、理事長、副理事長は常勤でござ

ります。それから首都高速道路公団で

ございますが、私の想像で申し上げて

もいけませんと思ひますので、はつきり

申し上げかねます。あととのジェットロ

とそれから中小企業金融公庫につき

ましては、通産省の方がよく御存じ

いらっしゃいかと思いますので、そちらか

ら……。

○説明員(堀坂政太郎君) ジェットロと

中小企業金融公庫についてお答え申し

上げますと、中小企業金融公庫は常勤

であられるることは確かでござります。

言われば、そういうふうなことにならぬかといふうような考へに立つて、こ

れを頼んで、それなら全然違法であり

ます。

○阿具根登君 そうしますと私が一番

心配している問題が浮かび上がつてく

るわけなんです。この四つさとも、今お聞きしますと、これは常勤なんですか。常勤であつてしかも副理事長その人が代表権を持つてゐるのです。今度は、片一方は、非常勤の理事長が代表権を持つておるかわりに、常勤の専務理事が代表権を持つておるとするならば、これは理事長はたな上げです、実のところ。非常勤で、おらないのに専務理事がばたんばたん代表の判を押したら、理事長はおらんでいいんです。極端に言えば、何も相談する必要はないのです。だから、この法案に問題があるのです。だから、これを変えるのに、非常に私どもが修正したいといつても感じられないのです。そうじやなくて、ただ便利がいいからと、専務理事が代表にならぬんです。相手は非常勤でないのです、毎日。それならば、専務理事が、ほとんどの責任者になつてしまふ、事実問題、専務理事の手元で解決できるのだ。私はこう思うのです。

そちらするとしているものは、理事

長じやなくて、専務理事が代表にならぬ。そこにはみのきく、にらみのきくある人選をいたしたいといふが、私どもの考え方でございまして、そちらにこだまのきくような人を持つてく

るということになつてくると、自然これが、相當いわゆる世間で言えれば大物と、大物ということになつてくると、これは常勤はできない、そういうところに、実際上の悩みはございまして、ありますから、先ほど乗申し上げておりますように、常勤ではないけれども、にらみのきく、顔のきく大物を持つてきて、この方にも、当然理事長としての代表権を認めておれば、専務理事でやつておる人が、たとい代表権を持つておつても、そう勝手なことはさせないでいるのじやないかというふうな考え方でございます。

○阿具根登君 法制局の方に、もう一つお尋ねしますが、私が聞いたところによつては、これは原案は、定款の定めるところにより云々とあつたと、それを法制局の方で、代表権を頭に持つてこられたと聞いておるのですが、そこでから持つてきようが、これはまた専務理事につきましては、これは中正な、だれがみても、この人ならばといったらよろしく中正な方を選びたい。

○阿具根登君 法制局の方に、もう一そく頭を痛めて考えておくよろざなものが、じやないと、こう思つております。

○阿具根登君 小物に大物と同じ代表権を与えたのだから、小物と言つても、相當なものだと思つたが、私が心配するのは、これは科学技術庁関係か、通産省関係からおいでになるのか、どちらかと私はそう思います。が、そういうことはございませんか。

○阿具根登君 結局は、これは私どもが最近——最近ばかりにおいては、いろんなことが考えられたのでありますが、今聞き及びのようになつたような危険は、全然ないとは言ふないと思ひます。こういう形が生じやすいと思つて、こういう、まだ小さな事業団ではござりまするけれども、そこでにらみのきく、にらみのきかされる人選をいたしたいといふが、私どもの考え方でございまして、そちらにこだまのきくような人を持つてく

るということになつてくると、自然この理事長も専務理事も、一応腹案があるので。それ教えて下さい。腹案があるでしょう。だれを理事長にするか、だれを専務理事にするか。○國務大臣(池田正之輔君) これは腹案と申しましても、具体的なものを持つておりません。ただ方向としては、理事長ははつきりと申し上げますと、財界の、しかもつまり片寄らない理でやつておる人が、たとい代表権を持っておつても、そう勝手なことはさせないでいるのじやないですか。皆さん、そういうつばな方ばかりでしょ。だから、いずれにしても、それは、だと思つたとおもしろくなりますが、頭のいい公正な、能率のある人を出しから、あとに残るのは、それならかすばかりだといつたべきだと思います。

○國務大臣(池田正之輔君) 形式的には内閣総理大臣といふことになつておられますけれども、事実上は科学技術庁長官といましても、私が、そんなにそういうところわかりませんから、これは理事長をどなたかにお願いして、理事長に選んでいただく、少なくとも私はそう思つております。

○阿具根登君 この代表権問題は、これまでやつても平行線なんです。今までの質疑で、十分委員の方もおわかり下さつたと思うのです。そこで、もうこの代表権の問題については、このくらいで質疑やめたいたいと思うのです。これで一応これが問題になるとすれば、速記をとめていただき話し合いをしてみたいと思うのです。

○委員長(細木亨弘君) ちょっと速記をとめて。午後四時四十五分速記中止

○吉田法晴君 事業団の関係について、役員の構成のいかんによつては、あるいは官僚制が強化されるのではないか、あるいは、研究の委託について、特定の民間会社に利をもたらすのではないかといふ心配に対し、從来

の答弁では、十分法上の保障が見出しがないではないか、こういふ趣旨の質問がございましたが、理事長の問題について、先ほど来、科学技術庁長官は、民間の経済人をといふ答弁がございました。それでは、阿具根委員の心配も、これは防ぐわけには参らぬと思うのであります。そこで人選にあたっては、学者なり、あるいは広く官民の中から、技術開発あるいは技術促進の最高の適任者を選ばなければならぬ、こう考えます。先ほどの答弁は、これは再考を願わなければならぬと思

う。それからもう一つは、非常勤で理事長があり、専務理事が同じような代表権を持つということになりますと、理事長たな上げになる危険性もございまして、理事長の常任については努力をせられなければならないと思うのであります。ジエトロの例もござりますし、努力をする用意があるかどうか。

それから専務理事の点について、専務理事は、人が得られない云々といふことで、先ほどの長官の答弁では、有能力な役所の公務員が向向するのではないかという疑問が起こるわけです。理事長問題と関連をして、専務理事の人選についても、從来答弁で示された方向に再考慮を加えられ、この科学技術庁あるいはその他について、りつぱな研究者もおられ、あるいは学者もおられる方の選考を広く再検討せられるわけでありますから、これにふさわしい、行政的な事務能力というだけなしに、科学技術推進の中心になられる方、それらを広く再検討せられる方の選考を願わなければならぬことは思ひます。されば、学者なり、あるいは広く官民の中から、技術開発あるいは技術促進の最高の適任者を選ばなければならぬ、こう考えます。先ほどの答弁は、これは再考を願わなければならぬと思

う。それからまた現実に、理事長を選ぶ場合には、私は、先ほど経済人と申しますので、裁判官と比べてみても、格段の差があるかどうか。科学技術庁長官にあらためて質問をしたいと思います。

○國務大臣(池田正之輔君) 私が先ほど申し上げましたけれども、要は、日本の科学技術に対する高い識見を持つておる人ということであり、従つて、これには学者の中から、あるいは民間の中から、あらゆる方面から広い範囲を考慮して、そして十分に経営能力もあり、は学者の中から、あるいは民間の中から、あらゆる方面から広い範囲を考慮して、そして科学に対する十分な理解もあり、そういう人を選んでいくのが当然なのでございまして、何も経済人といふことは、できれば経済人を、そういうふうな機関にあまり入れることは好ましくない、これはお説の通りなんです。

そういう考え方で進みたいと思います。それだけは政党人の出身として、一番心配しておるつもりであります。従つて、そういう点については、私も特に留意をしていきたいと思つております。

○委員長(鈴木亨弘君) ちょっと速記

に基づいて決定されることでございまして、専務理事の選考を決定する前には、単なる諸間機関であり、権限はないとは申しながら、少なくとも十人以上の学識経験者、そこには、りつぱな方々を御嘱咐申し上げまして、それの方々の御審議の結果によつて、それに基づいて決定されることでございまして、専務理事の選考を決定することです。御承知のようにそれでは、専務理事は、人が得られない云々といふことで、先ほどの長官の答弁では、有能力な役所の公務員が向向するのではないかという疑問が起こるわけです。理事長問題と関連をして、専務理事の人選についても、從来答弁で示された方向に再考慮を加えられ、この科学技術庁あるいはその他について、りつぱな研究者もおられ、あるいは学者もおられる方の選考を広く再検討せられる方の選考を願わなければならぬことは思ひます。されば、学者なり、あるいは広く官民の中から、技術開発あるいは技術促進の最高の適任者を選ばなければならぬと思

う。それからまた現実に、理事長を選ぶ場合には、私は、先ほど経済人と申しますので、裁判官と比べてみても、格段の差があるかどうか。科学技術庁長官にあらためて質問をしたいと思います。

○國務大臣(池田正之輔君) これは、

○委員長(鈴木亨弘君) ちょっと速記

下さい。

○吉田法晴君 科学技術者の養成につ

いては、勧告がなされたりいたしておりませんが、科学者の高い水準を維持しな

がら、基本的に、いろいろな制度を設けておるわけなんですが、従つて、

外國に吸い上げられるとか、いろいろ

申されますけれども、そういう現象が

出ております。

これをもつと具体的に申しますと、

これがなければならぬ、上げなきやならぬとい

う点については、勧告にはござります

けれども、具体的に現われていること

が、これが失礼ですけれども、

ほかには、あまり私が持つておるよう

なデーティーはないはずであります。それ

はどういうことかと申しますと、現在

日本の理工科系の大学の卒業生が、一

年間に幾らあるかと申しますと、二万二、

文部省の統計によりますと、二万二、

三千人といふことになつております。

医学部、農学部を入れて三万幾らござ

りますから、それを差し引きますと二

万二、三千と、しかし水増しが若干ござりますから、それを入れますと三万

近いものがある。それじゃ三万近いも

のが、どういう職場についているかと

いいますと、ことしあたりのたとえ

ば研究所を見ますと、三十四年度の民

間の研究所において働いておる理科

系の人が約一万一千あまりあった、

一万一千幾らです。それが三十五年に

は四万二千になつております。三万一

千の開きがござります。それだけふえ

たのです。急激に。しかしこの数字

は、残念ながらそのままとるわけにい

きません。というのは、三十四年度に

おいて調査したときに、調査漏れに

なつたものや何がござりますので、こ

れは正確な数字つかまりません。結局

ふえた分は、純粹に三十四年度よりも

一年間にふえた分は、大体二万人前後

は、残念ながらそのままとるわけにい

きません。ところが、三十一年度に

はつきり申し上げますけれども、何と

申しましても、先ほど私がちよつと触

れましたように、科学技術の振興をは

かつしていく上には物と人で、ます、し

かもその中で、何が先かといえば人で

申しますね。そこで、その人が基本的に、

大学教授が質が落ちるとか、あるいは

これがつまらぬ、上げなきやならぬとい

う点については、勧告にはござります

けれども、ついでだから御参考に申し上

げますが、これは失礼ですけれども、

ほかには、あまり私が持つておるよう

なデーティーはないはずであります。それ

はどういうことかと申しますと、現在

日本の理工科系の大学の卒業生が、一

年間に幾らあるかと申しますと、二万二、

文部省の統計によりますと、二万二、

三千人といふことになつております。

医学部、農学部を入れて三万幾らござ

りますから、それを差し引きますと二

万二、三千と、しかし水増しが若干ござりますから、それを入れますと三万

近いものがある。それじゃ三万近いも

のが、どういう職場についているかと

いいますと、ことしあたりのたとえ

ば研究所を見ますと、三十四年度の民

間の研究所において働いておる理科

系の人が約一万一千あまりあった、

一万一千幾らです。それが三十五年に

は四万二千になつております。三万一

千の開きがござります。それだけふえ

たのです。急激に。しかしこの数字

は、残念ながらそのままとるわけにい

きません。ところが、三十一年度に

はつきり申し上げますけれども、何と

申しましても、先ほど私がちよつと触

れましたように、科学技術の振興をは

かつしていく上には物と人で、ます、し

かもその中で、何が先かといえば人で

申しますね。そこで、その人が基本的に、

大学教授が質が落ちるとか、あるいは

これがつまらぬ、上げなきやならぬとい

う点については、勧告にはござります

けれども、ついでだから御参考に申し上

げますが、これは失礼ですけれども、

ほかには、あまり私が持つておるよう

なデーティーはないはずであります。それ

はどういうことかと申しますと、現在

日本の理工科系の大学の卒業生が、一

年間に幾らあるかと申しますと、二万二、

文部省の統計によりますと、二万二、

三千人といふことになつております。

医学部、農学部を入れて三万幾らござ

りますから、それを差し引きますと二

万二、三千と、しかし水増しが若干ござりますから、それを入れますと三万

近いものがある。それじゃ三万近いも

のが、どういう職場についているかと

いいますと、ことしあたりのたとえ

ば研究所を見ますと、三十四年度の民

間の研究所において働いておる理科

系の人が約一万一千あまりあった、

一万一千幾らです。それが三十五年に

は四万二千になつております。三万一

千の開きがござります。それだけふえ

たのです。急激に。しかしこの数字

は、残念ながらそのままとるわけにい

きません。ところが、三十一年度に

はつきり申し上げますけれども、何と

申しましても、先ほど私がちよつと触

れましたように、科学技術の振興をは

かつしていく上には物と人で、ます、し

かもその中で、何が先かといえば人で

申しますね。そこで、その人が基本的に、

大学教授が質が落ちるとか、あるいは

これがつまらぬ、上げなきやならぬとい

う点については、勧告にはござります

けれども、ついでだから御参考に申し上

げますが、これは失礼ですけれども、

ほかには、あまり私が持つておるよう

なデーティーはないはずであります。それ

はどういうことかと申しますと、現在

日本の理工科系の大学の卒業生が、一

年間に幾らあるかと申しますと、二万二、

文部省の統計によりますと、二万二、

三千人といふことになつております。

医学部、農学部を入れて三万幾らござ

りますから、それを差し引きますと二

万二、三千と、しかし水増しが若干ござりますから、それを入れますと三万

近いものがある。それじゃ三万近いも

のが、どういう職場についているかと

いいますと、ことしあたりのたとえ

ば研究所を見ますと、三十四年度の民

間の研究所において働いておる理科

系の人が約一万一千あまりあった、

一万一千幾らです。それが三十五年に

は四万二千になつております。三万一

千の開きがござります。それだけふえ

たのです。急激に。しかしこの数字

は、残念ながらそのままとるわけにい

きません。ところが、三十一年度に

はつきり申し上げますけれども、何と

申しましても、先ほど私がちよつと触

れましたように、科学技術の振興をは

かつしていく上には物と人で、ます、し

かもその中で、何が先かといえば人で

申しますね。そこで、その人が基本的に、

大学教授が質が落ちるとか、あるいは

これがつまらぬ、上げなきやならぬとい

う点については、勧告にはござります

けれども、ついでだから御参考に申し上

げますが、これは失礼ですけれども、

ほかには、あまり私が持つておるよう

なデーティーはないはずであります。それ

はどういうことかと申しますと、現在

日本の理工科系の大学の卒業生が、一

年間に幾らあるかと申しますと、二万二、

文部省の統計によりますと、二万二、

三千人といふことになつております。

医学部、農学部を入れて三万幾らござ

りますから、それを差し引きますと二

万二、三千と、しかし水増しが若干ござりますから、それを入れますと三万

近いものがある。それじゃ三万近いも

のが、どういう職場についているかと

いいますと、ことしあたりのたとえ

ば研究所を見ますと、三十四年度の民

間の研究所において働いておる理科

系の人が約一万一千あまりあった、

一万一千幾らです。それが三十五年に

は四万二千になつております。三万一

千の開きがござります。それだけふえ

たのです。急激に。しかしこの数字

は、残念ながらそのままとるわけにい

きません。ところが、三十一年度に

はつきり申し上げますけれども、何と

申しましても、先ほど私がちよつと触

れましたように、科学技術の振興をは

かつしていく上には物と人で、ます、し

かもその中で、何が先かといえば人で

申しますね。そこで、その人が基本的に、

大学教授が質が落ちるとか、あるいは

これがつまらぬ、上げなきやならぬとい

う点については、勧告にはござります

けれども、ついでだから御参考に申し上

げますが、これは失礼ですけれども、

ほかには、あまり私が持つておるよう

なデーティーはないはずであります。それ

はどういうことかと申しますと、現在

日本の理工科系の大学の卒業生が、一

年間に幾らあるかと申しますと、二万二、

文部省の統計によりますと、二万二、

三千人といふことになつております。

医学部、農学部を入れて三万幾らござ

りますから、それを差し引きますと二

万二、三千と、しかし水増しが若干ござりますから、それを入れますと三万

近いものがある。それじゃ三万近いも

のが、どういう職場についているかと

いいますと、ことしあたりのたとえ

ば研究所を見ますと、三十四年度の民

間の研究所において働いておる理科

系の人が約一万一千あまりあった、

一万一千幾らです

第三次産業にこれが吸い上げられておる、たとえば一例を申しますと、御承知のように、いわゆる何といいますか、貿易商ではどの商社を見ましても、今年の学生、卒業生の採用の仕方をみますと、ある商社においては、半分まで理工系を採つておる。少くとも二割、三割といふものは理工系の卒業生です。すなわち一社あたり少くとも三十人、五十人、多いところは七、八十人を採用しておるというのが現状でござります。すなわちセールス・エンジニアといふものに注目されまして、これは当然であります。一体、日本が立ちおくれておられますから、セールス・エンジニアは非常な勢いで求められております。と同時に、また銀行その他証券会社に至るまで、専門家がないと、これは判定ができないといふので、これらの方面で、どんどん理工系の卒業者を採用するようになつております。またデパートでも、そういうようになつてきただのです。あるいは新聞社、雑誌社、そういうようなあらゆる第三次産業の面で、理工系の卒業者をどんどん吸収しているのです。この数字が、一休どのくらいになるか。実は、日経連やその他に今お願ひをしまして、なるべく正確に近い数字をつかみたいと思って、私の方で、今努力をしておりますけれども、まだはつきりしたものが出でおりません。そういうものの見ますと、今三万人足らずの卒業生が、なかなか大学の卒業者のええのを採用することができぬ。おそらく産業界におきましても、最近非常に理科系統

の学生の卒業者を採用するのに困難を来たしておる。なぜこんなように窮屈になつたろうかといふことについて、私がただいま申し上げたような、さうなごまかい分析は、おそらくそういうデーターは出でていないだらうと思ひます。

それではありますから、現在の卒業者だけでも、その方面だけで足りない。でありますから現在の文部省の増員計画、科学技術会議から答申されまして、あの答申案による十年間に十七万人足りないといふ、この十七万人といふ数字は、私は言わせるとまだ足りない——まだ足りないので。ところが、いわゆる文部省の増員計画によりますと、実際はこの十年間に大学を卒業する者は五万幾らしかないです。入学した者が全部卒業するとしまして、正確にいふと五万六千九百三十二人といふ数字でござります。これでは、一年間に割りますと一体幾らになるか、五千人余りしかないということになるのであります。大ざっぱに申し上げまして。ところが需要は、どんどんどんどんふえてくる。どうていこれは満たされない。その他、今吉田さんが御指摘になりましたように、外国からも吸い上げられておる、こういうような、いろいろな問題がここに出てきまして、絶対数において足りないのでありますから、これを、どうしても何とかせなければいけばならない。もちろん質の面においても考えなければなりませんけれども、量の面において、絶対に足りない。これを世間も案外——これはあまりにも、はつきり認識している人が少ないのではないか、これを私は指摘しておるわけなんです。ですから、ますと

かく大学教員といふものを、どんどん
ふやさなければいかぬ。
そこで私が申し上げたいことは、文
部省やその他の人たちが心配されるの
は、どんどんあまりふやすと、質が低
下するのじやないか。こういうことを
言われるのであります。しかし、この質
の低下といふものは心配ないんです。
質の低下しないようにしてふやす方法
はないかといふと、あるのですね——
ある。どうしてやるのだ。現にドイツ
やソビエトでは、このマスコミの大量
教授をやつております。現にモスクワ
大学に参りまして見ましても、物理学
の教室などに行つてみると、とにかく
五百人といふものを一つの教室で、
それには当然御承知のように、いろい
ろな設備をいたしております。そういう
教育の仕方があるのであります。そ
れを全然やらないで、そういう方法は
全然考えないので、たゞ教員が足りない
とか、教室が足りないとか、いろいろ
りまして、そういうことを基本的に、
とにかく量を増す。同時に質の面にお
いても、これは十分に考えながらいか
なきやならぬ。これがまず先決だ。
そして、そういうものができ上がつ
て、りっぱな研究室を作り、そこにつ
まり物量、すなわち予算の裏づけをし
て、研究を十分に達成できるようにな
るが、国家が当然これは助成すべきだ。そ
ういうことによつて科学技術の育成をは
かる。こういう考え方をいたしておる
次第でござります。

いたしました具体的な点について御答弁を願いたいのですが、この科学技術会議の答申の中の第二号の中に、「大学教官および研究公務員の待遇の改善について」という一項があるのですが、これについては、あまり触れられません。でしたが、これについて勧告でも、あるいは審議をして方針を出すというおつもりがござりますか。人間を、科学技術者をふやすことについては、大へんまあ御熱心で、質の問題も心配をしながらですが、勧告を出されましたけれども、放つておきますと、この点はどうも、自発的に取り上げるという点がないと思うのです。大学教官と、それから研究公務員の待遇の改善について、勧告でもする御用意がおありになりますか。

は私立、それから国立の研究所、大学と、それから研究所を問わず、予算が少ないと、あるいは設備が不十分だという点は、これは何人も否定するわけに参るまいと思うのです。私立はもちろんのこと、私立よりもいと考えられる国立の大学にしても、具体的な例をとれば、キリスト教大学の設備に比べても、これは不十分。外国の例に比べれば、なおさらだと思うのですが、そういう点についての勧告と申しますか、あるいは充実向上的施策は、どういう立場に考えられておられますか。

○國務大臣(池田正之輔君) これは、なかなかむずかしい問題でございまして、一体、日本の大学の制度そのものの方といふものを、もう少し検討する必要があるのじゃないか。今のようく文化系統に偏重したようなあり方及び科学万能といったよろな、まだ封建的な物の考え方といふものが残つてゐる。そういう中でござりますから、これを急激にどうといふことも、同時に、これを予算化するといふ場合になりますと、殘念ながら——最近は非常におかげで、國民の方々からも、國会内におきましても、科学技術に対する御論議も活発になり、この傾向でいきますと、来年度は相当予算もふくれてきますか、外國の技術導入に対する基本的な態度といふもので、一応質問をいたしましたが、十分な答弁をいただけませんでしたけれども、これは從來のような企業合理化促進法や、あるいは

今後とられるであろう特別措置法、租税特別措置法、あるいは二法案というようなことでは、これは十分解決ができないと思うのですが、具体的に、さらにどうすることを、この二法案のほかにやられようとするか伺いたい。

特に基礎研究については、先ほど御質問申し上げましたけれども、今現われているものだけでは十分でないといふ点は、先ほどもやちやかな施策云々ということで、お認めになつたのです。が、さらに一つ、どうしたことについてやろうといふ御抱負がおありになるか承りたい。

○國務大臣(池田正之輔君) 基礎研究

は、これはあくまでも大事なことでございまして、その上に立つて、初めて科学技術の開発が行なわれるのにござりますから、あらゆる施設を、これか

ら考えなければならぬ。何をやるかといふればましても、これといって今特

に……その前に、実は現在の大学及び国

立の研究機関というのは、前に進むよ

りうしろへ下がるのを一生懸命になつて押えるというのが実態じゃないか、

残念ながら、それはどういうことかと申しますと、人の面であります。先ほど申し上げましたように、国立や大学の研究機関から、どんどん引き抜かれまして行っている。私の役所などでは、研究機関の上の方が引き抜かれていくのを化学的に蒸発といつて、中堅を抜かれるのをこれで沸騰といつております、なかなか化学的な用語を使つてあるのでありますけれども、蒸発は、それほどおそれないのであります、沸騰になりますと、これは処

置がないのです。今のような状態でいるのではないか、これを私は心配していると思いますと、やがて東海村の火が消えるのではないか、これを私は心配しているのです、そういうよくな実感です。

ありますから、とにかくこれを食

いとめる、それには吉田さん、先ほど

あなたが御指摘になりましたように、

あなたが御指摘になりましたように、

い、かように考えます。

○吉田法晴君 なお基礎研究の重視あ

るいは助成等について、國立のこれは

大學でも、あるいは研究所についても

考えられなければならない。事業

の助成は十分考えられてない。それか

ら民間の研究を助成する意味におい

て、研究組合の中には——研究組合助

成の方向の中には、基礎研究重視ある

いは助成という点は、ほとんどないよ

うです。

これらの点については、どういう工

合にお考えになっておりますが、そ

れは両大臣から承りたい。

○國務大臣(池田正之輔君) これは民

間の、すなわち産業界の研究というも

のにつきましては、助成方法といたし

までは、御承知のようにいわゆる税

制の改革、まあ若干今度は、それがなさ

れましたが、まだ十分とは私ども考え

ておりません。従つて、その点を十分

にやつしていくということと、それから

お考え願いたいことは、産業界が自体

で持つておる研究所というものは、基

礎研究ももちろんやつております。

りっぱな基礎研究もやつておるし、

りっぱな学者もおります。しかし目ざ

すのは、何といつても基礎研究より

か、応用研究ということに主眼が置か

ることで、実際に分立をしておりま

す。

そこで、その総合の施策について、

あるいは國立の研究所も、各省別にと

て、それ自体は、日本の科学技術が若

干おくれておる。それからまた、行政

機関その他の研究機関も不十分であ

る。それだから、こういうものを作つ

て、これを是正しなければならぬ。そ

ういう意味で作られたものであると、

これを一つ逆にお考え願つていただき

て、これから努力をいたして、いきた

く、かのように考えておきます。

○吉田法晴君 時間がございませんか

ら質問答弁も、繰り返す点はやめます

が、きわめて不十分な、あるいは不誠

意な答弁ですけれども、先へ進んで参

りますが、科学技術行政の一元化問題

について、ちょっと触れて先ほど質問

をいたしましたが、まあ現在のあれは

申し上げません、これは御承知のこと

でありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものというような

それから學術会議の議長とか、そういう

方々がなつておりまして、これは最

初科学技術最高会議と、いわゆる閣議

の柱といふのですが、目標が、そういう

ところにある。

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

間に役立つにある。あるいは自然に対

するといふことです。それで直接の國立なり大學の研究機関についても考えておる次第であります。

○吉田法晴君 研究組合の助成につい

て、基礎研究の助成といいますかある

いは助長といいますか、そういう面

は、ほとんどないようですが、この点

については通産大臣、どういう工合に

考えられておるか、その点を通産大臣

から御答弁願いたい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 国立の研

究所では、将来の産業の基本となるよ

うな指導、先導的と申しますが、そ

ういう科学技術を開拓する長期的觀点か

ら、これを推進して参りたいと、こう

考えております。

○吉田法晴君 時間がございませんか

ら質問答弁も、繰り返す点はやめます

が、きわめて不十分な、あるいは不誠

意な答弁ですけれども、先へ進んで参

りますが、科学技術行政の一元化問題

について、ちょっと触れて先ほど質問

をいたしましたが、まあ現在のあれは

申し上げません、これは御承知のこと

でありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものといふ

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

間に役立つにある。

うと、これを見ますと、こういふものを

あつてやらなければならぬといふこと

であります。それで直接の國立の研究機

所でなくておられる点からいっても認めら

れておるところです。

○國務大臣(池田正之輔君) 御承知の通り

であります。それで直接の國立の研究機

所でなくておられる点からいっても認めら

れておるところです。

従つて、この科学技術会議の答申と

は、あるいは國の強力な策がなけれ

ばならないといふ点が、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものといふ

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

間に役立つにある。

うと、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものといふ

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

間に役立つにある。

うと、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものといふ

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

間に役立つにある。

うと、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものといふ

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

間に役立つにある。

うと、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものといふ

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

間に役立つにある。

うと、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものといふ

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

間に役立つにある。

うと、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議といふいわば諮問機関があるけれど

も、これは、総理が議長になつておら

りでありますから。そこで科学技術会

議最高会議と、いわゆる閣議

に準ずる権威のあるものといふ

ところが、それが具体的に現われて

参りますと、企業が量産をしていくの

に、あるいは企業目的に含するといふ

合理化なり、あるいは国際競争力、端

的にいえば利潤本位、あるいはもう

け本位といふことになりかねない。科

学のほんとうの目的は、私は科学が人

あるいは人間の苦痛、あるいは人間の生命に対する危険、こういうものを救うのが、科学の持つておる使命である。人間に直接役立つというのが、ほんとうの科学の使命ではないかと考えるのであるが、その点は答申の中にも、あるいは二法案の基本精神の中にも、合理化あるいは国際競争力云々といふ点では、これはほんとうの科学者の力を出す、あるいは科学の振興をはかるゆえんではないのではないか。具体的に、たとえば開発をするときに実用化云々ということと、企業化といふのが、大きな指標になつておる。あるいは研究組合の場合についても、現実の当面の最大の問題が、あるいは合理化とか、あるいは国際競争力ということですから、結局、これを使つたらもうかる。そのためには実用化なり、あるいは採算に乗るよう云々といふことには、これはなるわけです。ところが、あなたの科学技術庁長官の今国会における最初の抱負からいつても、あるいは科学技術会議の答申の中にも、これは最後でありますけれども、災害——台風の防災、あるいは宇宙科学技術、電子工業、あるいは海洋科学技術、あるいは対ガソリン研究といふような項目が出ており、いわば科学の人間への奉仕性、あるいは營利性のない公共の福祉というものが、科学のほんとうの使命ではないか。

ことが、この科学振興のパック・ボーンにならなければならぬのじやないか。公害の問題についてもそうあります。汚水処理とか、あるいは海洋の利用とか、こういうものも、その一つに入ってくると思うのですが、そういう要素が科学技術のバック・ボーンにもならざるを得ない。あるいはこの二つの法案の中心目標にもなつて参るわけですが、これらの点については、どういう工合に考えておられるか。あるいはこれらの人間のために奉仕をする本来の科学の使命を發揮させする施策としては、どういふものを考えるかという点については、どういうふうに考えておりますか。

そこで長官と、それから通産大臣にお尋ねをいたしたいのですが、事業団の実際の委託あるいは研究組合の事業の助成の場合、さらに一そら、そういう人間にに対する災害、あるいは危険といふものを救うために、今、院長が言われたような方針を、どういら工合に生かしていくこうとされるか御説明願いたい。特に最近炭鉱における災害の類が発にかんがみて、国会で議決をいたしました、あの議決を受けて保安施設の拡充、その他について予算措置をなされましたが、あれの中に、そういう研究助成、科学が本来奉仕すべき民間に対する危険を守る云々といふ点は、一つも入っておりません。口では言われるけれども、いざ實際の委託すべきとか、あるいは予算の要求には、一つも出てこない。

残つておれば、その方面で取り扱うが、そういう場合には、われわれとしては、他の研究目的と比較して、割合にそのウエートを重く見て、そういうふうなことを優先的に取り上げるといふことも考えられると申します。

くわけには参るまい。追いつけ追い越すといふことは、あるいは追いつくべきであります。しかし、どうももうけ云々ということでは、ほんとうの科学者を踏みとどまらすといふことは、なんらので、待遇の問題もある。あるいは施設の拡充ということでも必要ですが、施設については、答申にござつて、飛躍的な助成も必要です。でもう、それから、それを貫くものとして、人間の幸福あるいは人間の苦痛、あるいは危険というものを救うういう点が強く貫かなければならぬのであります。こういう点はこれは感じておられることだと思いますけれども、先ほど長官は多少学者に対する評価の点について問題のあるような御発言もございましたから、さらに懇摺をして、今後御努力を願いたいという希望を申し上げて質問を終わります。

○委員長(剣木亭弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、両案の質疑は終局したものと認め、これより両案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

まず新技術開発事業團法案を問題に供します。

○委員長(剣木亭弘君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて、可決すべきものと決定いたしました。

次に、鉄工業技術研究組合法案を問題に供します。

本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木亨弘君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました二案について、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)